

第2期東郷町 子ども・子育て支援事業計画

令和2~6年度



令和2年3月
東郷町

はじめに

子どもは、未来を切り開く希望であり、次代を担う大切な宝です。社会全体が子育てに関わりを持ち、支え合いながら、子どもたちを健やかに育てていくことが、まちの成長にもつながります。



昨年5月の改元を機に時代は大きな区切りを迎え、新たな時代の第一歩を踏み出しました。本町においても、本年、町制50周年という大きな節目を迎えます。そんな中、子どもたちを取り巻く環境は、急速なICTの進展やグローバル化等により大きく変化しています。このような変化の激しい社会を生きる子どもたちに、「確かな学力」と「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた生きる力を育成することがますます重要となってきています。

町では、未来を見据えたまちづくりの基盤を整えるために、子どもたちに向けた取組に力を注いできました。快適な教育環境を整えるためのエアコンの設置や全ての子どもたちが同じ給食を楽しむアレルギーフリー給食の創設等、一歩ずつ取組を進めています。引き続き、町の宝である全ての子どもたちの笑顔を絶やさないう、「つくろう 未来につながる 子育てのまち東郷」を基本理念とし、「第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後、本計画に基づき、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、子育て世代に優しいまちとなるように、保育サービスの充実や安全・安心の子育て環境・教育環境の整備、ワークライフバランスの推進等、子ども・子育て支援を推進してまいります。

結びとなりますが、本計画の策定に当たり、住民アンケートにご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、熱心な論議をいただいた東郷町子ども・子育て会議委員の皆様方、関係機関、町民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

東郷町長 井俣 憲治

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
(1) 策定体制	3
(2) 実態・要望等の把握	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 人口の状況	5
(1) 人口推移	5
(2) 人口ピラミッド	6
(3) 児童人口	7
(4) 世帯の状況	8
(5) 自然動態・社会動態	9
(6) 出生率	10
(7) 合計特殊出生率	10
(8) 婚姻・離婚	11
(9) 未婚率	12
(10) 就業状況	13
2 施設等利用者の状況	15
(1) 保育所園児数の推移	15
(2) 幼稚園園児数の推移	15
(3) 放課後児童クラブ入所児童数の推移	16
(4) 放課後子ども教室きらきらこども登録者数の推移	16
3 人口推計及び児童の推計	17
(1) 人口推計	17
(2) 児童人口推計	18
4 アンケート調査結果	19
(1) 就学前児童の保護者に対する調査	19
(2) 小学生の保護者に対する調査	31
5 第2期計画策定に向けた課題	43
(1) 現状からみる主な課題	43
6 第1期計画の評価	44
(1) 基本目標の達成度	44

第3章 計画の基本理念と施策の方向	45
1 計画の基本理念.....	45
2 子ども・家族・地域の基本的な視点.....	46
(1) 子どもの育ちの視点.....	46
(2) 家族としての視点.....	46
(3) 地域で支えあいの視点.....	46
3 基本目標.....	47
(1) 幼児教育・保育の充実.....	47
(2) 安心できる地域の子育て支援の推進.....	47
(3) 子どもと親の健康増進.....	47
(4) 子どもの健やかな成長.....	48
(5) 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進.....	48
(6) 仕事と子育ての両立の推進.....	48
(7) 子育てしやすい生活環境の確保.....	49
4 施策体系.....	50
第4章 施策の展開	51
1 幼児期の教育・保育の充実.....	51
(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の充実.....	51
2 安心できる地域の子育て支援の推進.....	54
(1) 子育て支援サービスの充実.....	54
(2) 子育て支援のネットワークづくり.....	59
(3) 家庭や地域での学びの場づくり.....	60
3 子どもと親の健康増進.....	61
(1) 子どもと母親の健康の確保.....	61
(2) 小児医療の充実.....	64
4 子どもの健やかな成長.....	65
(1) 豊かな心と健やかな体を持つ元気な子どもの育成.....	65
(2) 子どもへの教育の充実.....	68
5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進.....	69
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	69
(2) 悩みを抱える親子への相談援助体制の充実.....	70
(3) 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその家庭に対する支援の充実.....	71
(4) ひとり親家庭や子どもの貧困に対する支援の推進.....	73
6 仕事と子育ての両立の推進.....	75
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進.....	75
7 子育てしやすい生活環境の確保.....	77

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備.....	77
(2) 子どもの安全の確保.....	78
第5章 教育・保育と子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保方策..	79
1 教育・保育の提供区域設定.....	79
2 量の見込みの算出.....	80
(1) 量の見込みの算出.....	80
(2) 認定区分.....	80
(3) 子育てのための施設等利用給付.....	81
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	83
(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】.....	83
(2) 保育事業【2号認定（3～5歳児）】.....	84
(3) 保育事業【3号認定（0～2歳児）】.....	84
4 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	86
(1) 時間外保育事業.....	86
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	86
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	89
(4) 地域子育て支援拠点事業.....	89
(5) 一時預かり事業.....	90
(6) 病児・病後児保育.....	91
(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）.....	91
(8) 利用者支援事業.....	92
(9) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）.....	92
(10) 養育支援訪問事業.....	93
(11) 妊婦健診事業.....	93
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	94
(13) 多様な事業者の参入を促進する事業.....	94
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	95
第6章 計画の推進体制	97
1 計画の推進に向けて.....	97
2 計画の点検・評価.....	97
資 料	99
1 計画の策定経過.....	99
2 東郷町子ども・子育て会議条例.....	100
3 東郷町子ども・子育て会議委員名簿.....	102
4 用語説明.....	103



第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨と背景

平成2年、合計特殊出生率[※]が1.57と戦後最低となったことを受け、国においては平成6年のエンゼルプランの策定を皮切りに、平成15年の少子化社会対策基本法に続く次世代育成支援対策推進法[※]の制定等、総合的な少子化対策を進めてきました。

しかし、出生率の低下に伴い少子化は進展しており、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況です。

このような社会情勢の変化や子育てをめぐる課題に対し、国、県、市町村、地域をあげて対応すべく、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法[※]」が可決・成立し、「子ども・子育て支援新制度」の下、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」との考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしました。

本町においても、子ども・子育て支援新制度に合わせ、平成27年3月に「東郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちを育てる父親・母親や、さらには子どもを生き育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感できるよう、地域全体で子育てに関わりを持ち、支え合いながら、子育て支援施策・事業の推進に努めてまいりました。

この計画は、令和2年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業との方向性の確認と調整を行い、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的推進」、「児童虐待[※]防止対策や子どもの権利擁護」、「幼児教育・保育の質の向上」、「幼児教育・保育の無償化」などの新たな課題に取り組むための「第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法[※]

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律

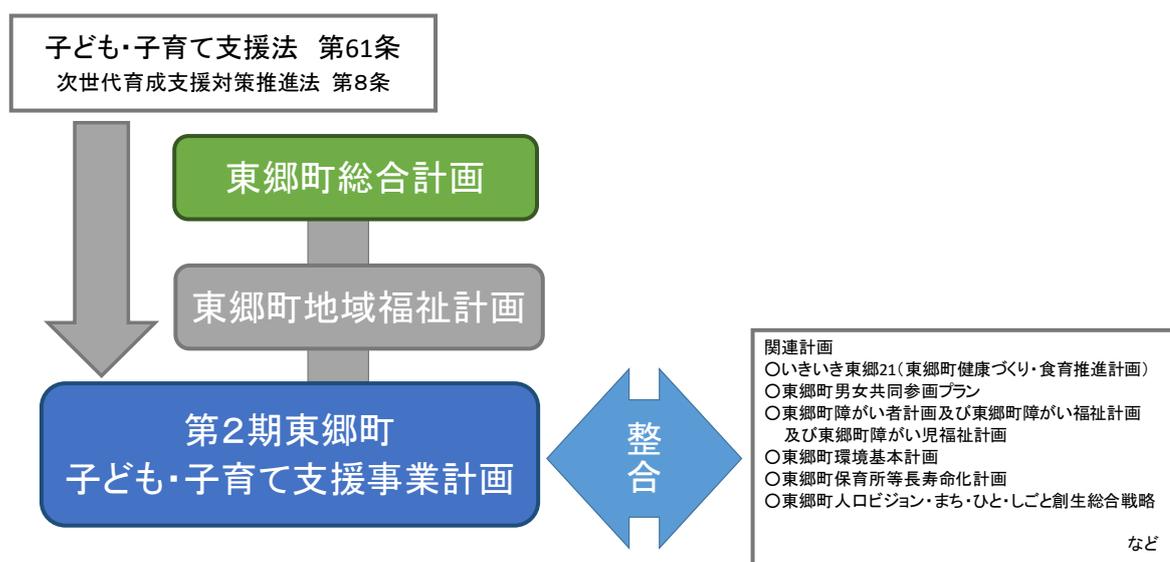
③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法^{*}第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法^{*}第 8 条に基づく「市町村行動計画」であり、この 2 つの計画を包括し「東郷町子ども・子育て支援事業計画」と称します。

また、「東郷町総合計画」を始め、本町の他の関連計画とも整合性を図って策定します。

■計画の法的根拠と位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画です。最終年度には、計画の評価と次期計画の策定を行います。

■計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東郷町 子ども・子育て支援事業計画		第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画					次期東郷町 子ども・子育て支援事業計画	
実態調査	見直し				実態調査	見直し		

4 計画の策定体制

(1) 策定体制

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援新制度に基づく支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、子ども・子育て支援法^{*}第77条に規定する「子ども・子育て会議」を設置し審議することが求められています。

本計画の策定は、子どもの保護者、事業従事者、学識経験者、その他関係者で組織された「東郷町子ども・子育て会議」において審議、検討を行っています。

(2) 実態・要望等の把握

本計画には、平成30年11月に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」の調査結果を反映しています。

■調査の実施概要

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,500件	947件	63.1%
小学校児童の保護者	500件	331件	66.2%

■調査の対象者と調査方法

就学前児童の保護者：平成30年11月1日現在、東郷町在住の就学前児童の中から無作為抽出した1,500名の保護者を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

小学校児童の保護者：平成30年11月1日現在、東郷町在住の小学校低学年の児童の中から無作為抽出した500名の保護者を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の状況

(1) 人口推移

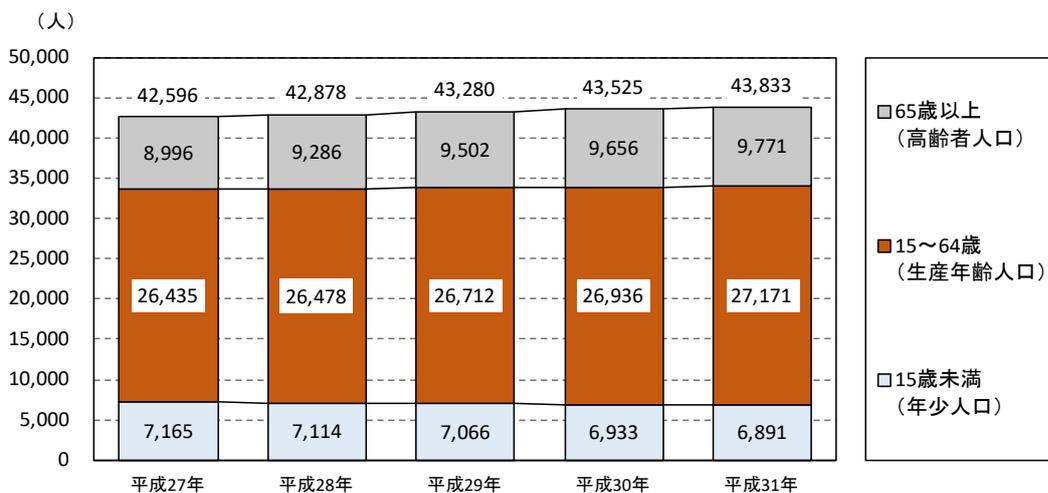
東郷町の人口は、増加傾向で推移し、平成31年3月31日現在では、43,833人となっています。

年齢3区分人口で見ると生産年齢人口、高齢者人口は増加傾向で推移していますが、年少人口は減少傾向で推移しています。

また、年齢3区分人口割合においても年少人口割合は減少傾向で推移し、生産年齢人口割合、高齢者人口割合は増加傾向で推移しています。

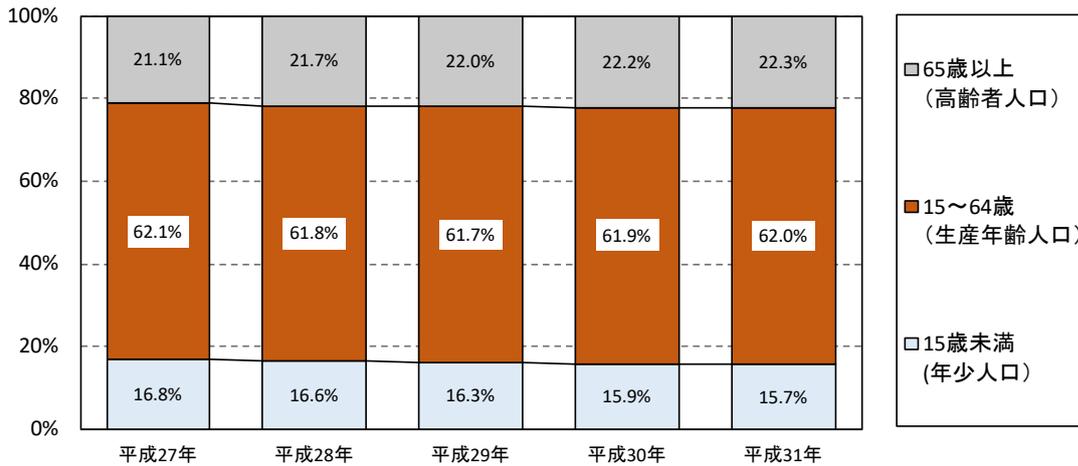
平成31年3月31日現在では、年少人口割合15.7%、生産年齢人口割合62.0%、高齢者人口割合22.3%となっています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口割合



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

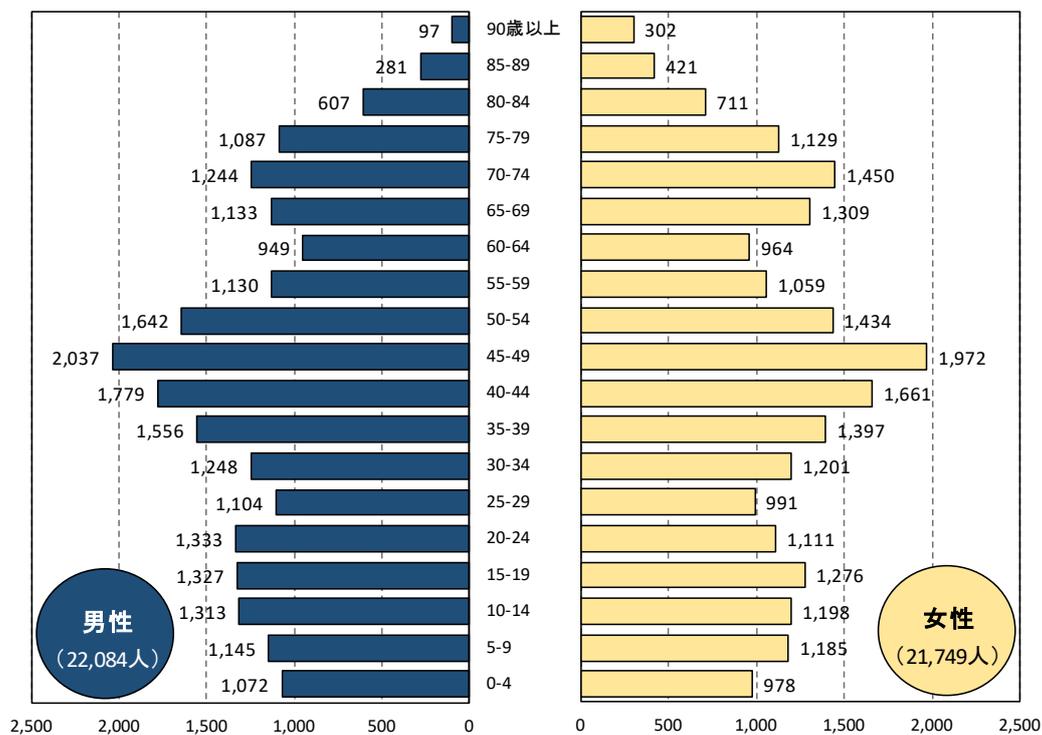
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

(2) 人口ピラミッド

平成31年3月31日現在での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

また、男性・女性ともに45～49歳を中心とした団塊ジュニア世代の人口構成が最も多くなっています。

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

(3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し平成27年に5,594人であった児童数が、平成31年には5,381人となり、213人の減少となっています。

■児童人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

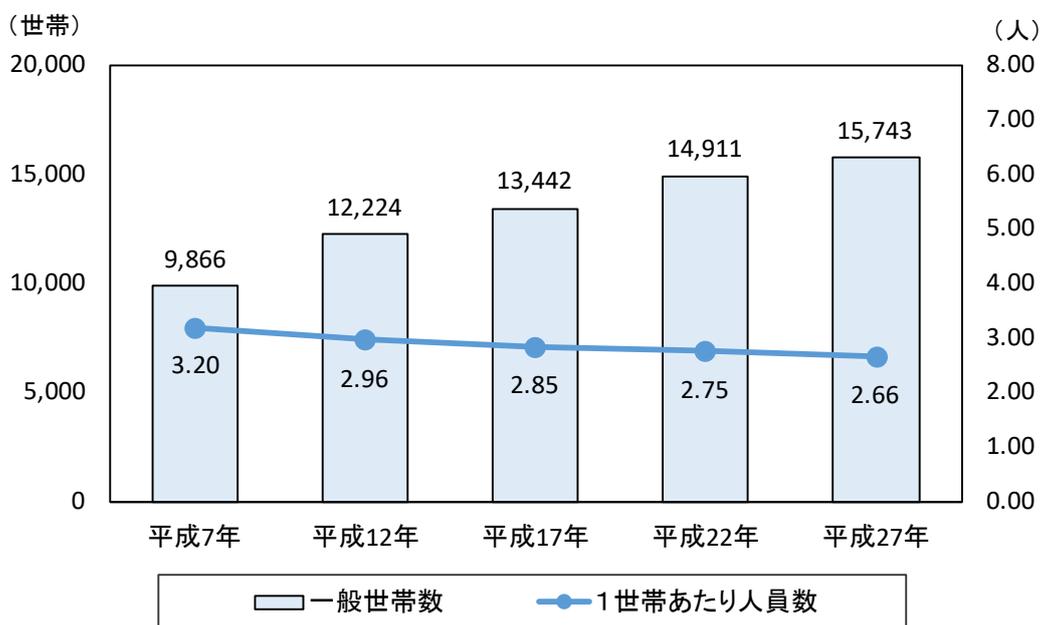
(4) 世帯の状況

世帯の状況は、増加傾向で推移し、平成27年の世帯数は15,743世帯となっています。

また、世帯数は増加しているものの、核家族化の進行や単身世帯の増加から1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、平成7年から平成27年の20年間で0.54人減少しています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯は減少傾向で推移しているものの、18歳未満親族のいる世帯は増加傾向が見られます。

■世帯



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■児童のいる世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数	2,007	2,270	2,158	1,943
世帯人員	8,018	9,002	8,520	7,742
6歳未満の親族人員	2,676	3,021	2,873	2,582
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数	4,199	4,472	4,867	4,897
世帯人員	17,549	18,173	19,477	19,539
18歳未満の親族人員	7,283	7,789	8,556	8,581

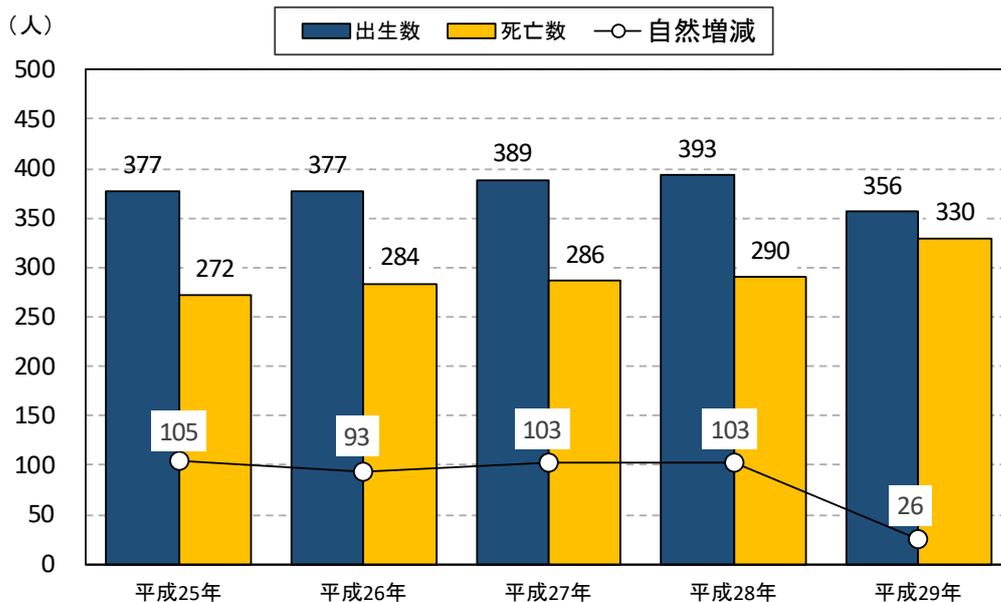
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に出生数が死亡数を上回り、自然増減はプラスで推移し、平成29年の自然増数は、26人の増加となっています。

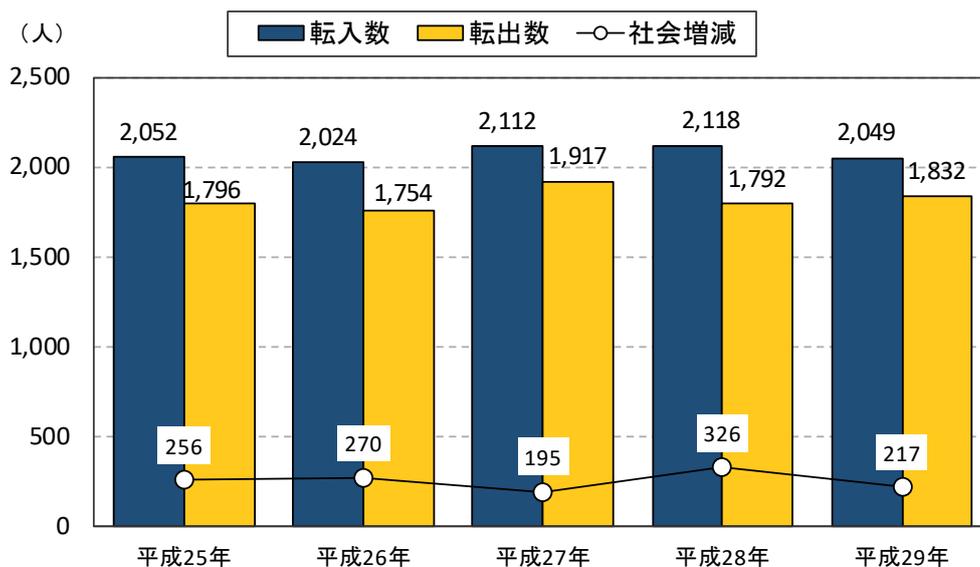
また、転入数と転出数の推移をみると、常に転入数が転出数を上回り、平成29年の社会増減は、217人の増加となっています。

■自然動態



資料：総務省 人口動態（各年12月31日現在）

■社会動態



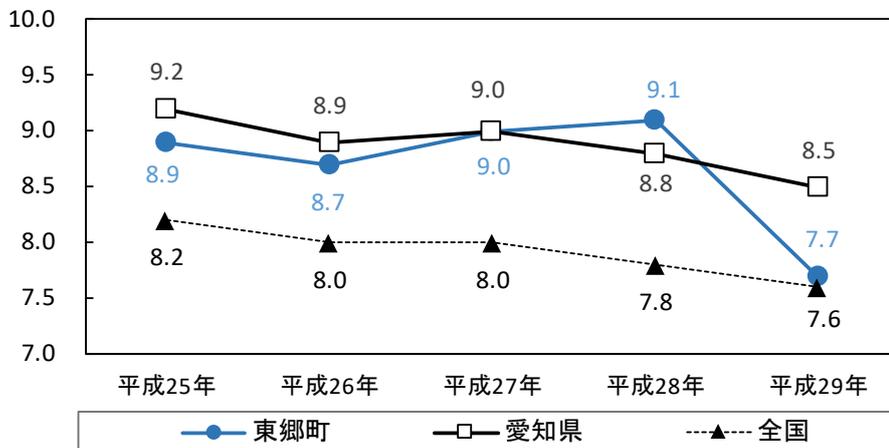
資料：総務省 人口動態（各年12月31日現在）

(6) 出生率

出生率は 9.0 前後で推移していましたが、平成 29 年では 7.7 まで減少しています。

■出生率

(人口千対)



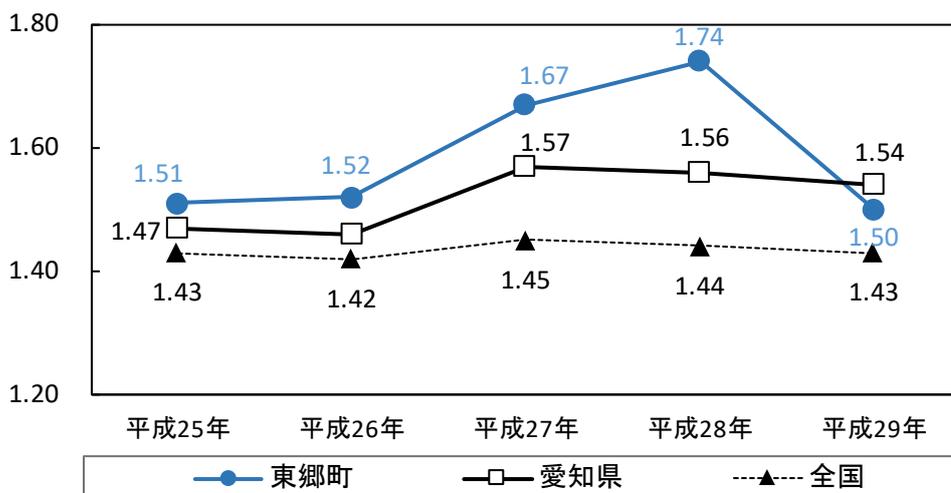
資料：愛知県衛生年報（各年）

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 25 年から平成 28 年は全国、県平均より高い数値でしたが、平成 29 年には、県平均を下回り 1.50 となっています。

■合計特殊出生率

※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値



資料：国及び県の合計特殊出生率…愛知県の人口動態統計（令和元年 12 月公表）

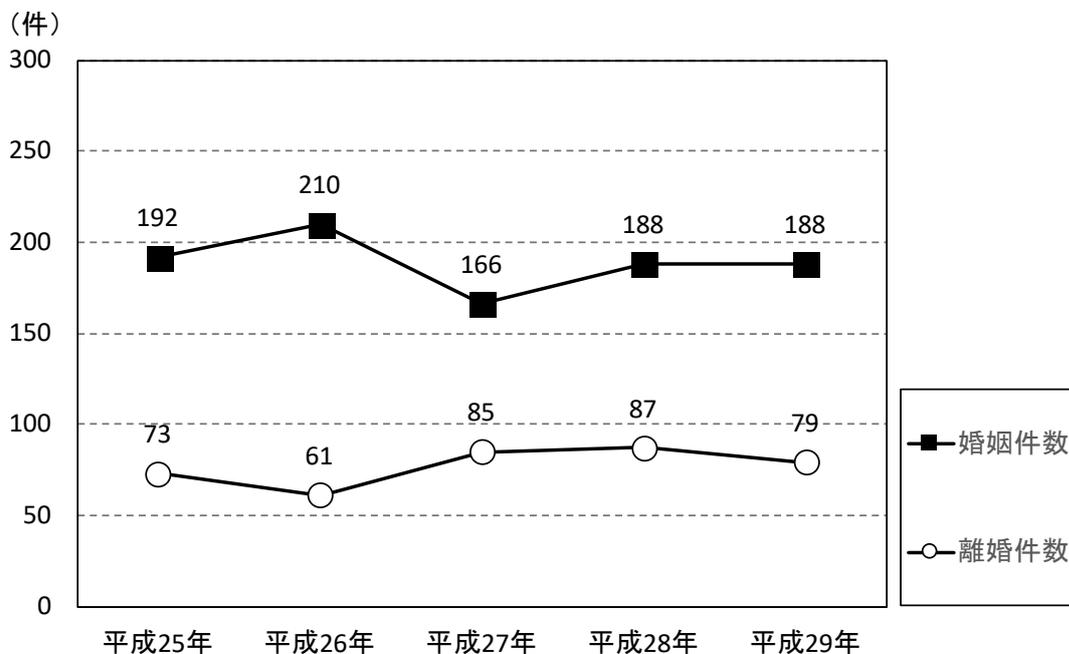
町の合計特殊出生率…愛知県衛生年報（各年）及び住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）をもとに算出

(8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、増減はあるものの、190件前後で推移し、平成29年では188件となっています。

一方、離婚件数は、80件前後で推移し、平成29年では、79件となっています。

■ 婚姻・離婚

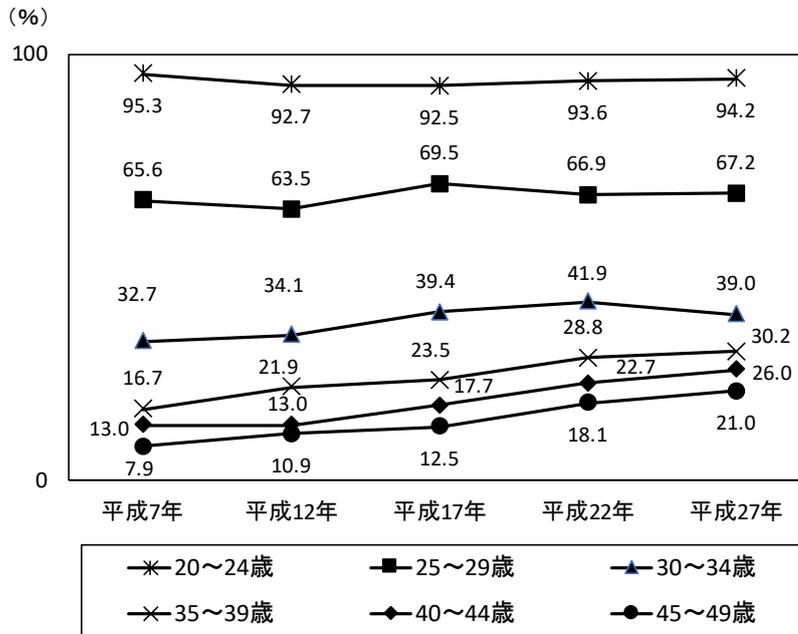


資料：愛知県衛生年報（各年）

(9) 未婚率

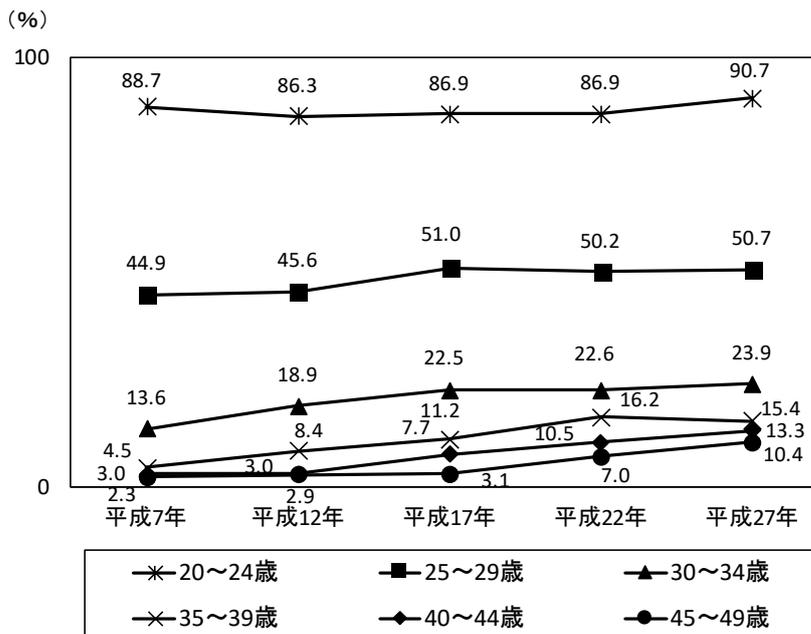
未婚率では、全体的に未婚率の上昇がみられる中で、男性の35～39歳、女性の30～34歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

■男性の未婚率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

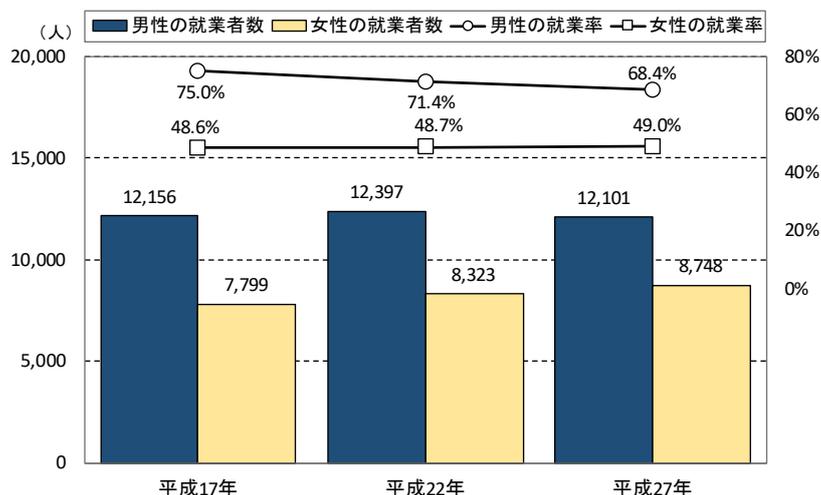
(10) 就業状況

男女別にみた就業状況は、男性の就業率は減少傾向で推移しているものの、女性の就業率は増加傾向となっています。平成27年では男性68.4%、女性49.0%となっています。

男女別産業分類は、男性、女性共に第3次産業の従事者が多く、特に女性の従事者が増加しており、平成27年の女性では、77.1%が第3次産業の従事者となっています。

男女年齢別の労働力率をみると、女性の労働力率は、結婚や出産を機にいったん仕事を辞めることによって低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、M字曲線を描くことが知られていますが、近年、M字型の落ち込みが浅くなってきており、20代から30代で未婚率の上昇や結婚・出産による離職が減少傾向にあります。

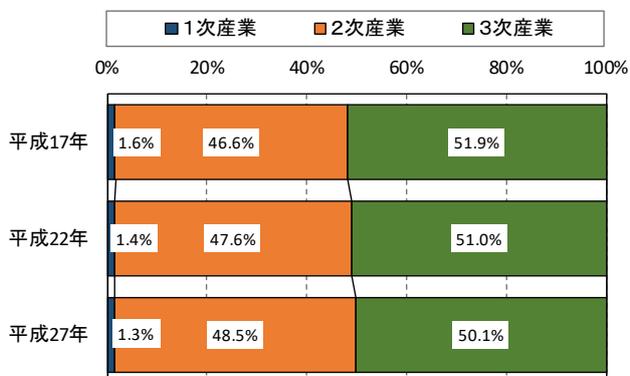
■男女別就業状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

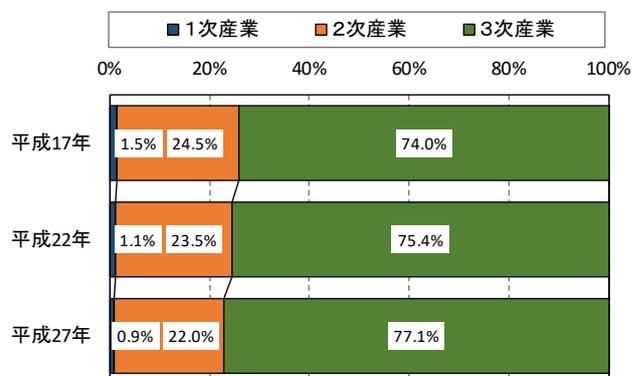
■男女別産業分類

(男性)



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

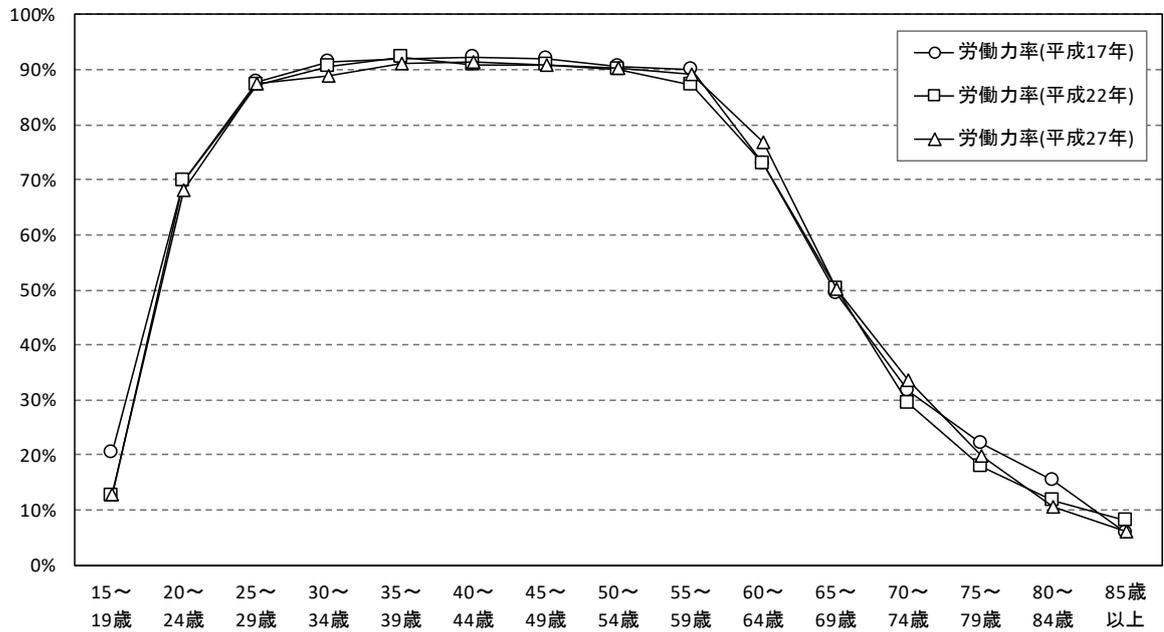
(女性)



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

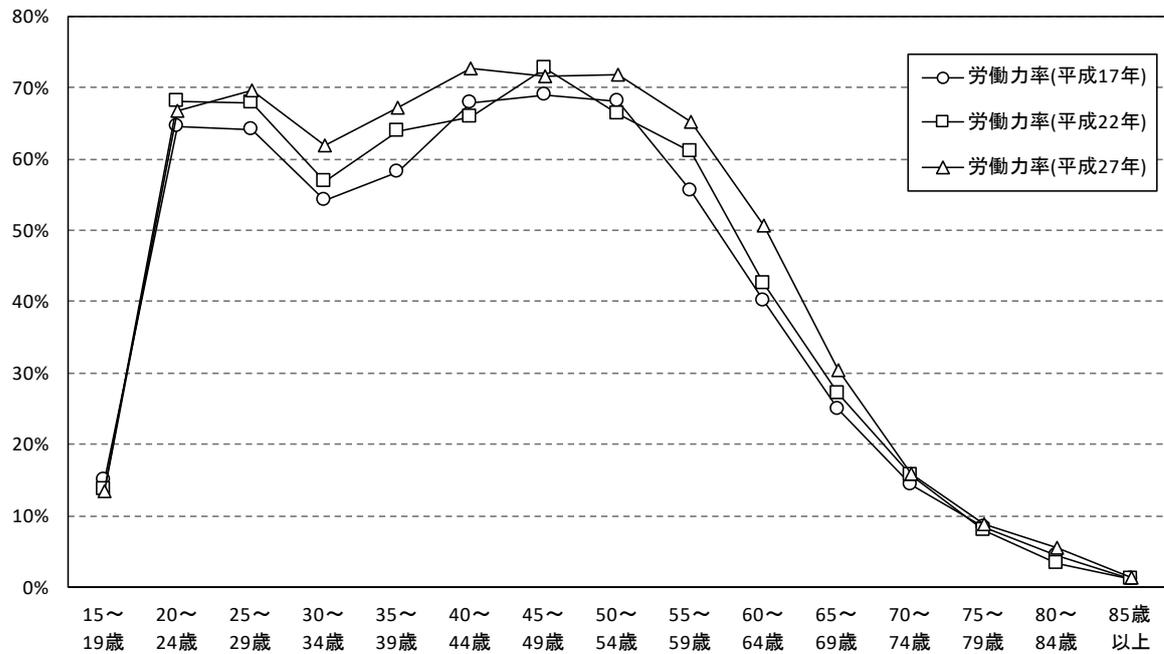
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

■男女年齢別労働力率状況
(男性)



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(女性)



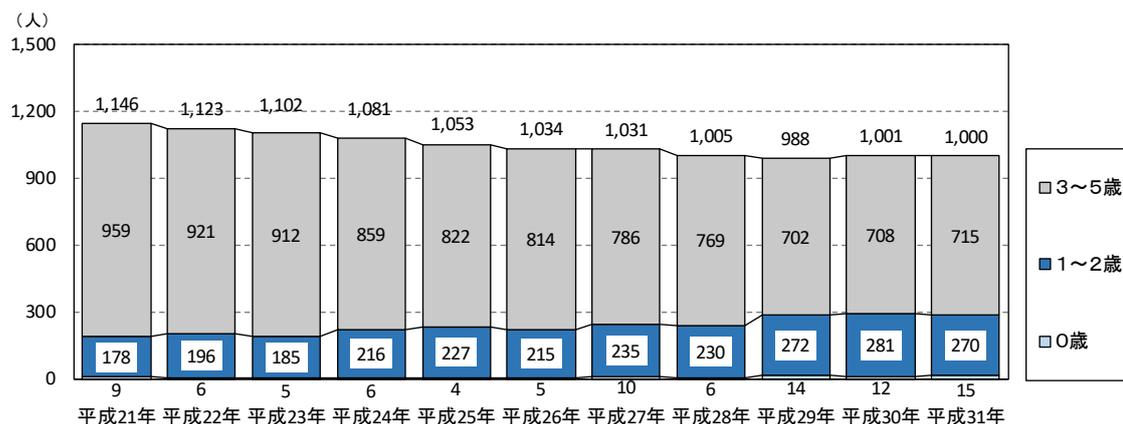
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 施設等利用者の状況

(1) 保育所園児数の推移

保育所園児数は減少傾向で推移し、平成31年4月1日現在では、1,000人となっています。

■保育所園児数の推移

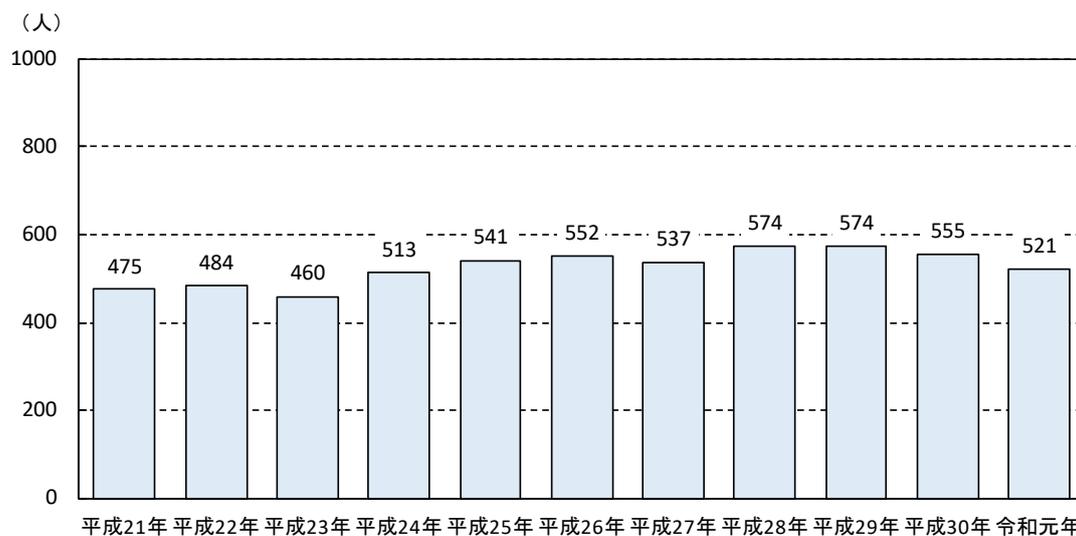


資料：こども保育課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園園児数の推移

幼稚園園児数は増減があるものの増加傾向で推移し、令和元年6月1日現在では、521人となっています。

■幼稚園園児数の推移

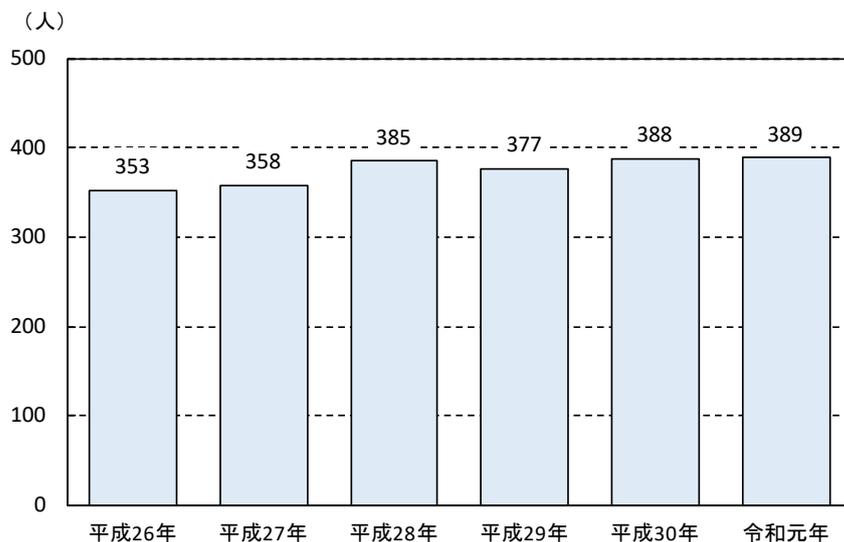


資料：こども保育課（各年6月1日現在）

(3) 放課後児童クラブ入所児童数の推移

放課後児童クラブの入所児童数は増減があるものの増加傾向で推移し、令和元年5月1日現在では、389人となっています。

■放課後児童クラブ入所児童数の推移

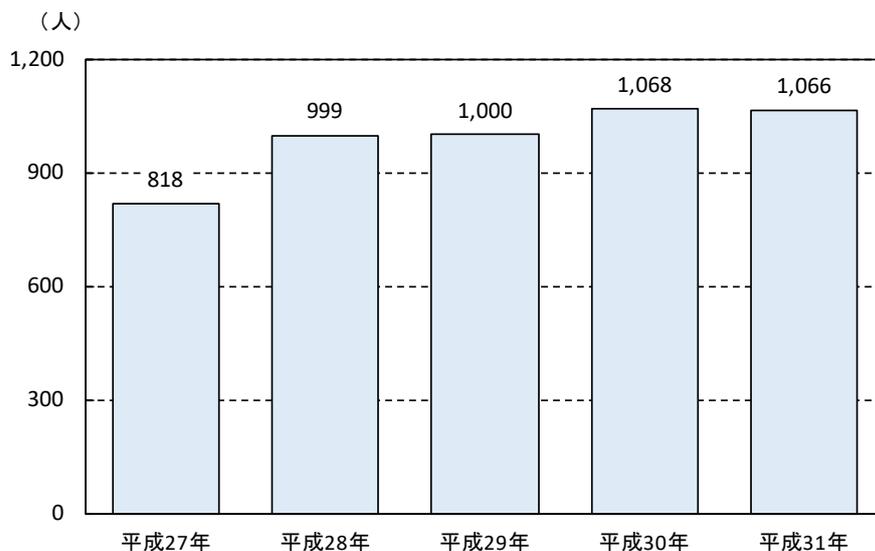


資料：こども保育課（各年5月1日現在）

(4) 放課後子ども教室きらきらこども登録者数の推移

放課後子ども教室きらきらこどもの登録者数は増減があるものの横ばい傾向で推移し、平成31年3月31日現在では、1,066人となっています。

■放課後子ども教室きらきらこども登録者数の推移



※平成27年は5か所を実施

資料：こども保育課（各年3月31日現在）

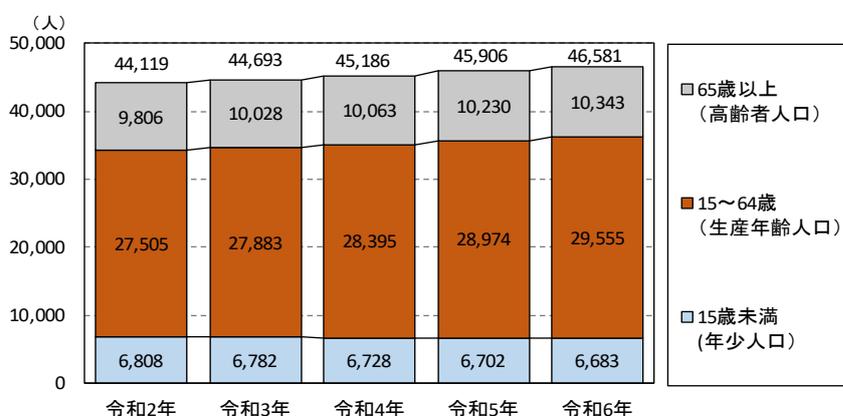
3 人口推計及び児童の推計

(1) 人口推計

平成 29 年から平成 31 年までの住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法等により推計したところ、増加傾向で推移し、計画の最終年に当たる令和 6 年の総人口は 46,581 人と予測されます。

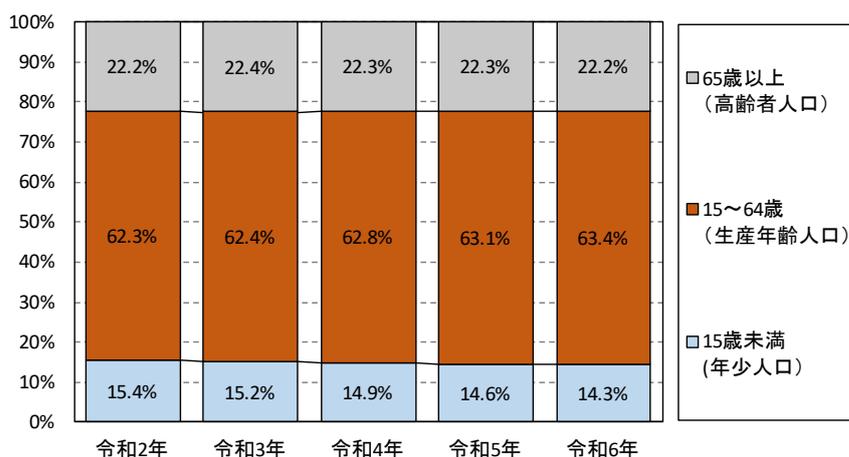
また、年齢 3 区分人口割合では、年少人口割合が減少傾向で推移し、生産年齢人口割合の増加がみられます。

■人口推計（年齢 3 区分別人口）



資料：平成 29 年から平成 31 年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計
 ※人口推計は、セントラル開発に伴う人口増加見込みを勘案し算定しています

■人口推計（年齢 3 区分別人口割合）

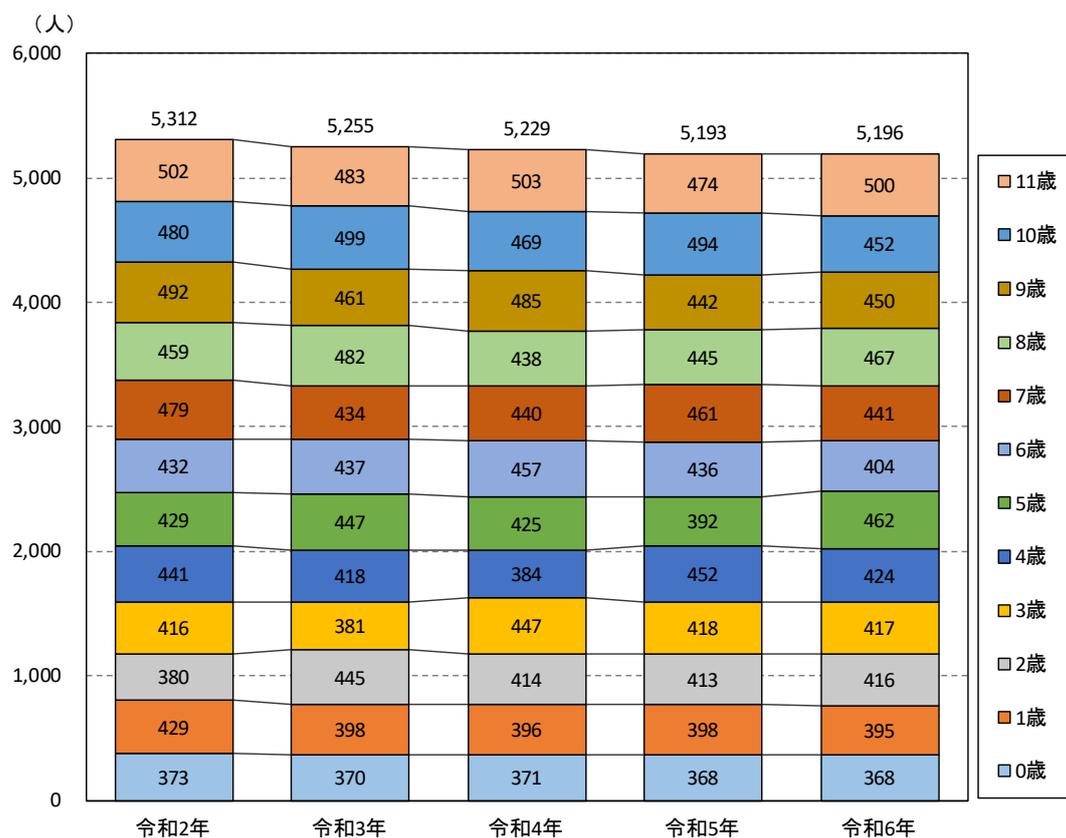


資料：平成 29 年から平成 31 年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計
 ※コーホート変化率法・・・各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
 ※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない

(2) 児童人口推計

平成 29 年から平成 31 年までの住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、令和 2 年以降 5 年で 116 人減少し、計画の最終年に当たる令和 6 年の児童人口は 5,196 人と予測されます。

■児童人口推計



資料：平成 29 年から平成 31 年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

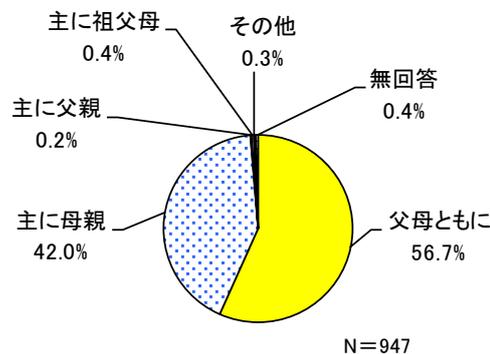
4 アンケート調査結果

(1) 就学前児童の保護者に対する調査

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てについては、「父母ともに」行っていると回答した割合が56.7%、「主に母親」が行っていると回答した割合が42.0%となっています。

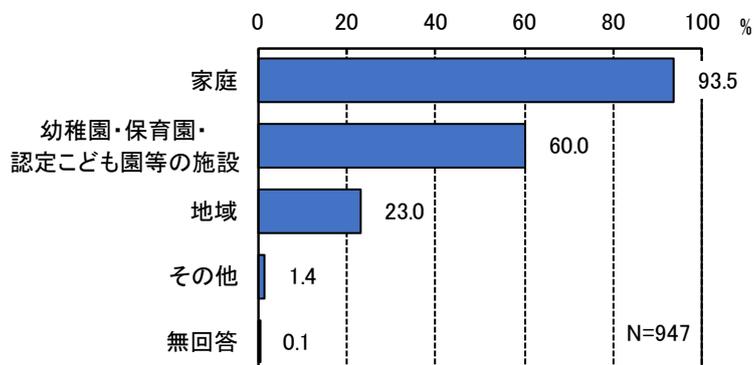
■子育てを主に行っている方



②子育てに影響すると思われる環境

子どもの子育てに最も影響すると思われるものとしては、「家庭」が93.5%と最も高い割合となっており、「幼稚園・保育園・認定こども園*等の施設」が60.0%でそれに続いています。

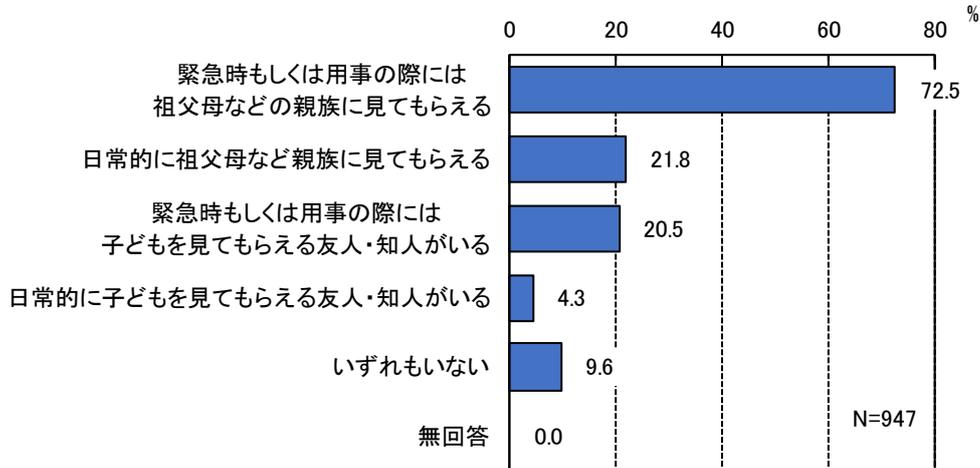
■子育てに影響すると思われる環境（複数回答）



③子どもをみてもらえる親族・知人

緊急時や用事の際にも子どもを預かってもらえる人がいない人の割合は 9.6% となっています。

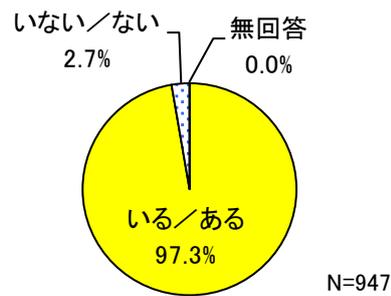
■子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）



④相談者及び相談できる場所

子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答した人の割合は 2.7% となっています。

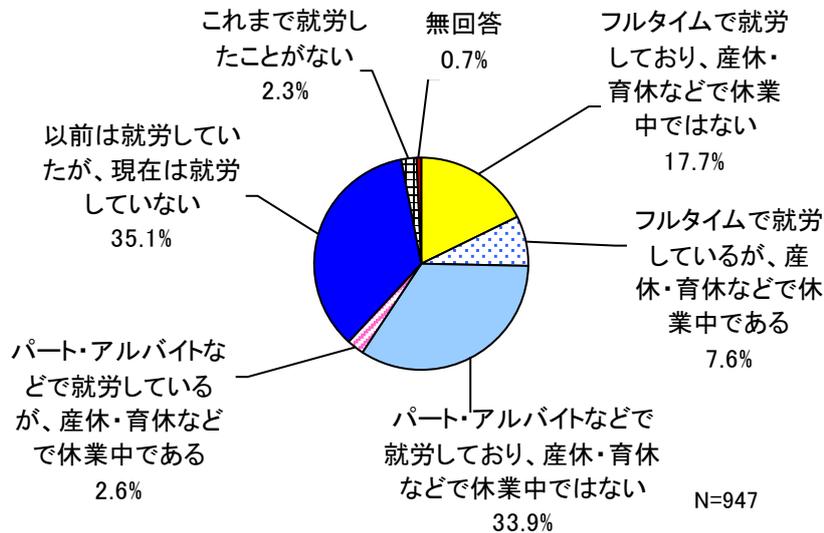
■相談者及び相談できる場所



⑤母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイムで就労していると回答した人が、産休・育休中の人も含めて 25.3%、同じくパート・アルバイトなどが 36.5%となっています。

■母親の就労状況

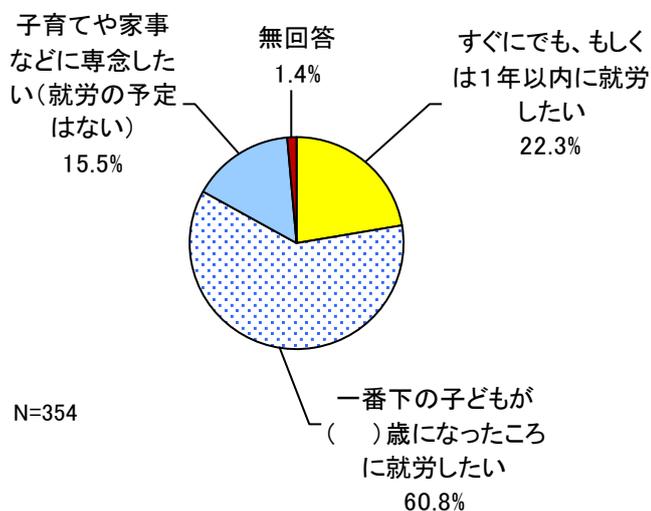


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

⑥就労希望

現在就労していない母親の就労希望を尋ねたところ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人が 22.3%、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したいと回答した人は 60.8%となっており、就労していない母親の 83.1%に就労希望があります。

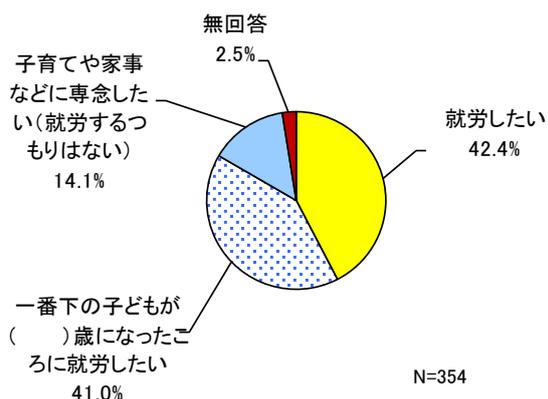
■就労希望



⑦幼稚園、保育園等の費用が無償化された場合の就労希望

幼稚園、保育園、認定こども園^{*}の費用無償化が実施された場合に、現在就労していない母親の就労意向がどうなるかを尋ねたところ、「就労したい」と回答した人が42.4%、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したいと回答した人は41.0%となっています。

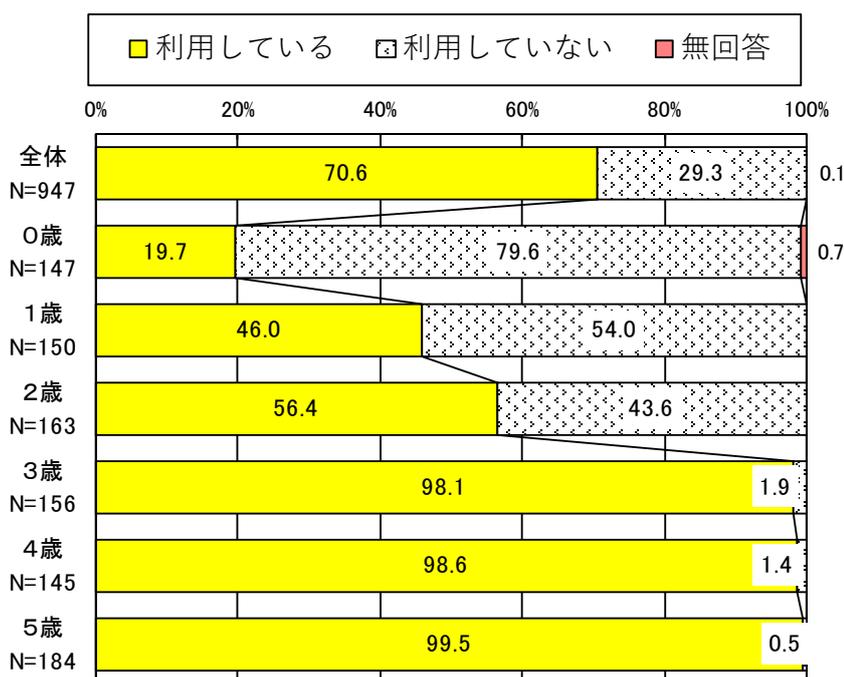
■幼稚園、保育園等の費用が無償化された場合の就労希望



⑧定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、幼稚園や保育所などを定期的に「利用している」と回答した人の割合は全体の70.6%で、概ね子どもの年齢が高くなるにつれて、「利用している」という回答割合も高くなっています。

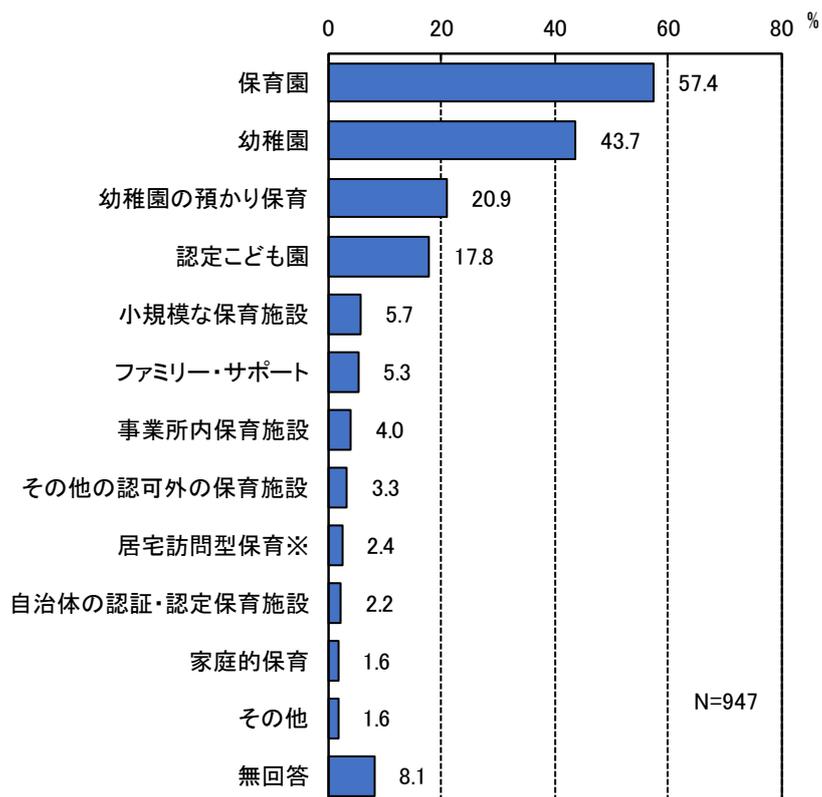
■定期的な教育・保育事業の利用状況



⑨平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

現在の利用状況にかかわらず、平日の日中の施設として「定期的に」利用したいと考える施設等を尋ねたところ、「保育園」が57.4%と最も多くなっており、「幼稚園」が43.7%、「幼稚園の預かり保育」が20.9%、「認定こども園※」が17.8%と続いています。

■平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業（複数回答）



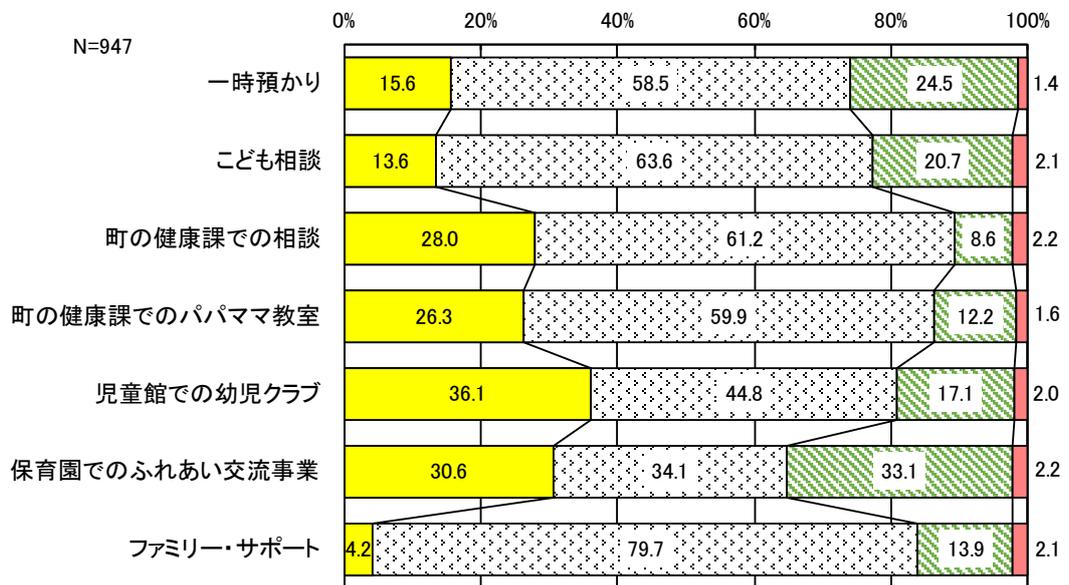
⑩支援サービスの認知度・利用状況

7つの支援サービスのうち、「利用したことがある」と回答した人の割合が最も高かったのは、「児童館^{*}での幼児クラブ」(36.1%)で、「保育園でのふれあい交流事業」(30.6%)がそれに続いています。

また、認知度が最も低かったのは「保育園でのふれあい交流事業」で、33.1%の人が「知らない」と回答しており、「一時預かり」も「知らない」という回答(24.5%)が多くなっています。

■支援サービスの認知度・利用状況

■ 利用したことがある □ 知っているが、利用したことがない ▨ 知らない ■ 無回答



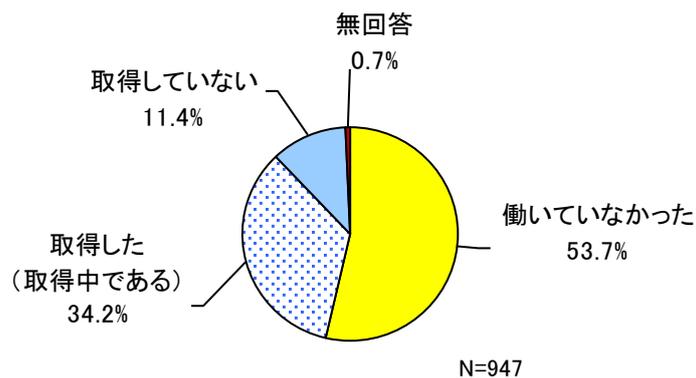
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

⑪育児休業[※]の取得状況

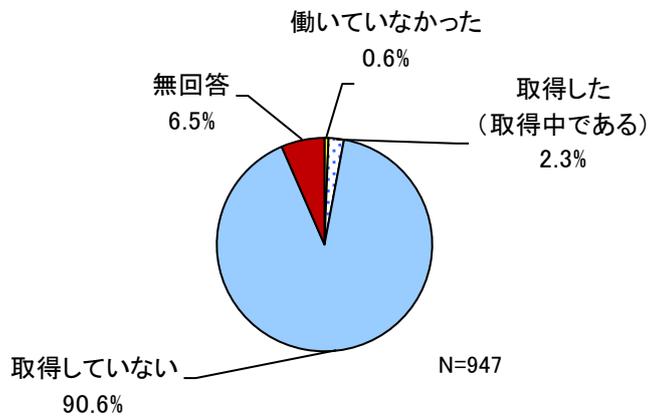
育児休業を「取得した（取得中である）」割合は、母親で34.2%、父親で2.3%となっています。

■育児休業の取得状況

【母親】



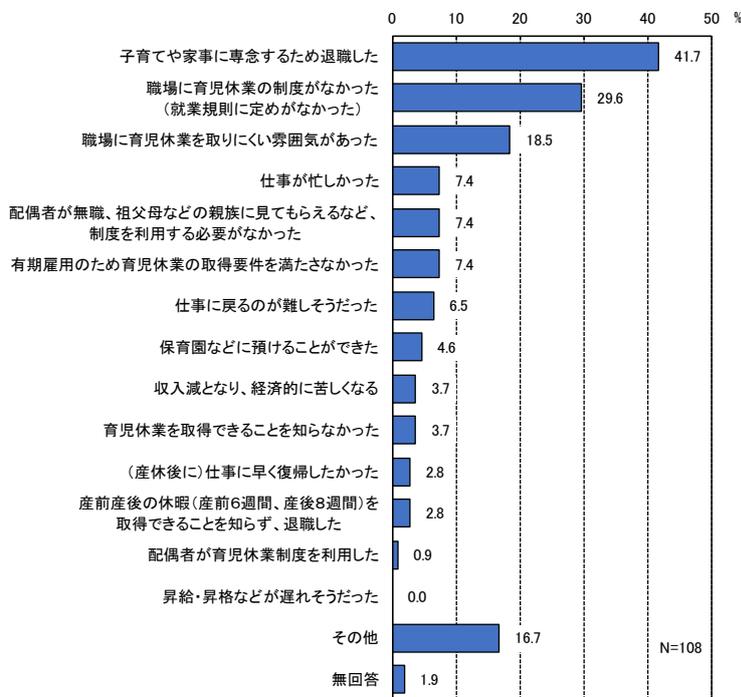
【父親】



⑫育児休業※を取得していない理由

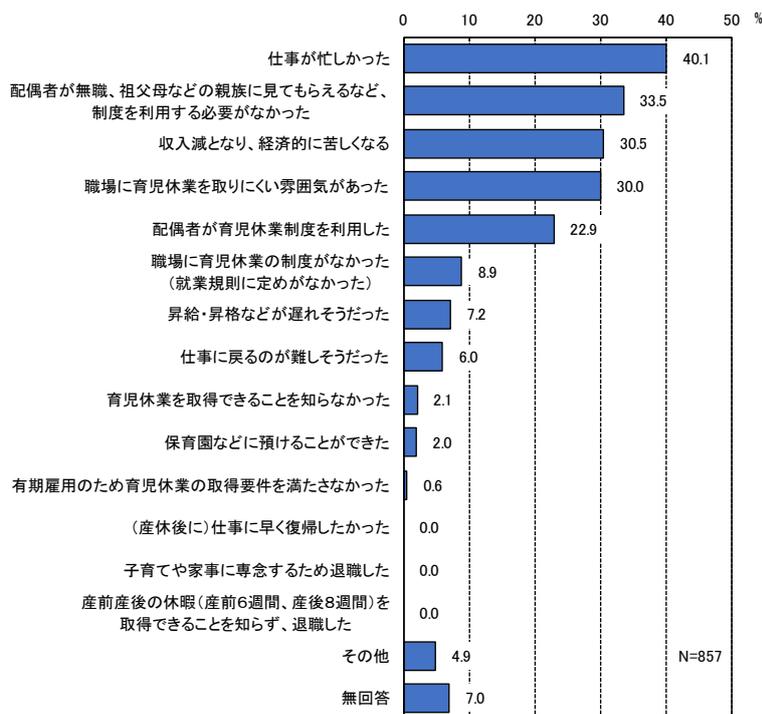
■育児休業を取得していない理由（複数回答）

【母親】



母親が育児休業を取得しなかった理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」(41.7%)、「職場に育児休業の制度がなかった」(29.6%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(18.5%)が上位にあがっています。

【父親】

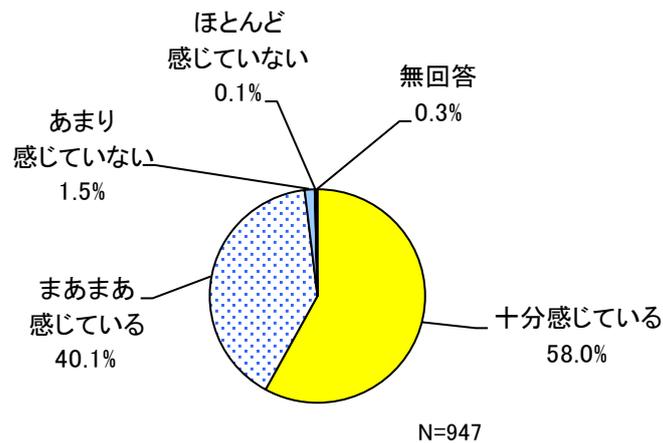


父親が育児休業を取得しなかった理由については、「仕事が忙しかった」(40.1%)、「配偶者が無職、祖父母などの親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(33.5%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(30.5%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(30.0%)が上位にあがっています。

⑬子育てに喜びを感じているか

子育てに喜びを「十分感じている」、「まあまあ感じている」と回答した人が98.1%と大半を占めているが、一方で「あまり感じていない」(1.5%)、「ほとんど感じていない」(0.1%)という回答もあります。

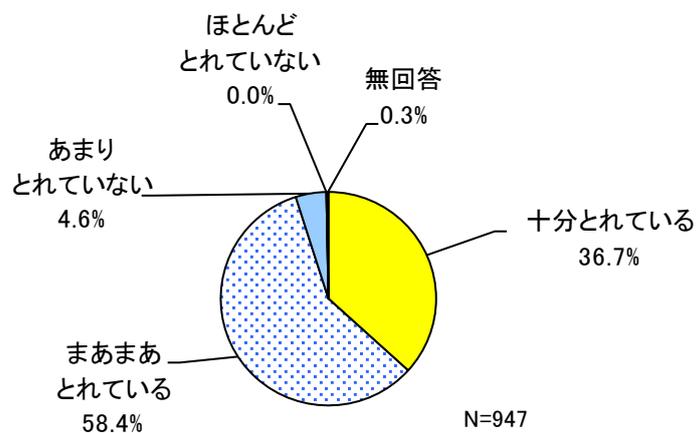
■子育てに喜びを感じているか



⑭親子のコミュニケーションがとれているか

親子のコミュニケーションが「十分とれている」、「まあまあとれている」と回答した人が95.1%と大半を占めているが、一方で「あまりとれていない」と回答した人が4.6%います。

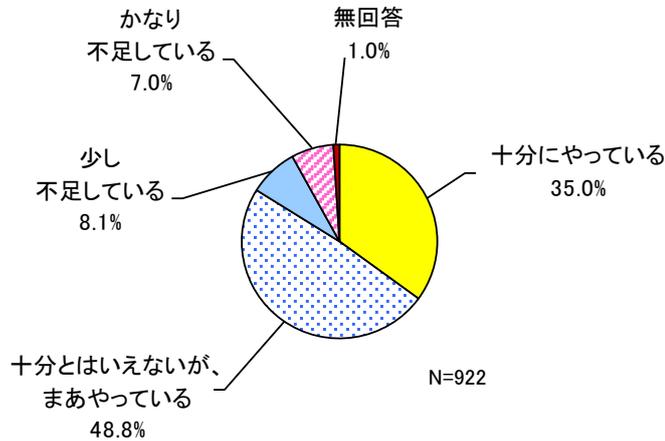
■親子のコミュニケーションがとれているか



⑮父親がどの程度子育てをしているか

お父さんが子育てを「十分にやっている」(35.0%)、「十分とはいえないが、まあやっている」(48.8%)と回答した人の割合は83.8%となっており、「かなり不足している」は7.0%、「少し不足している」は8.1%となっています。

■父親がどの程度子育てをしているか

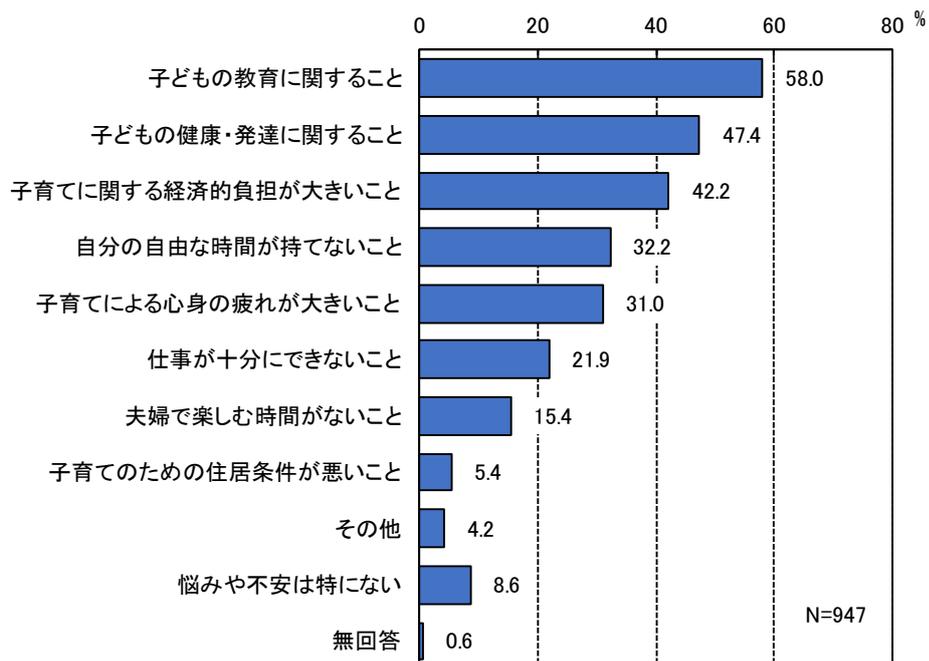


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

⑯子育てをする上での悩みや不安

子育ての悩みや不安としては、「子どもの教育に関すること」が58.0%と最も多く、次いで「子どもの健康・発達に関すること」が47.4%、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が42.2%で上位にあがっています。

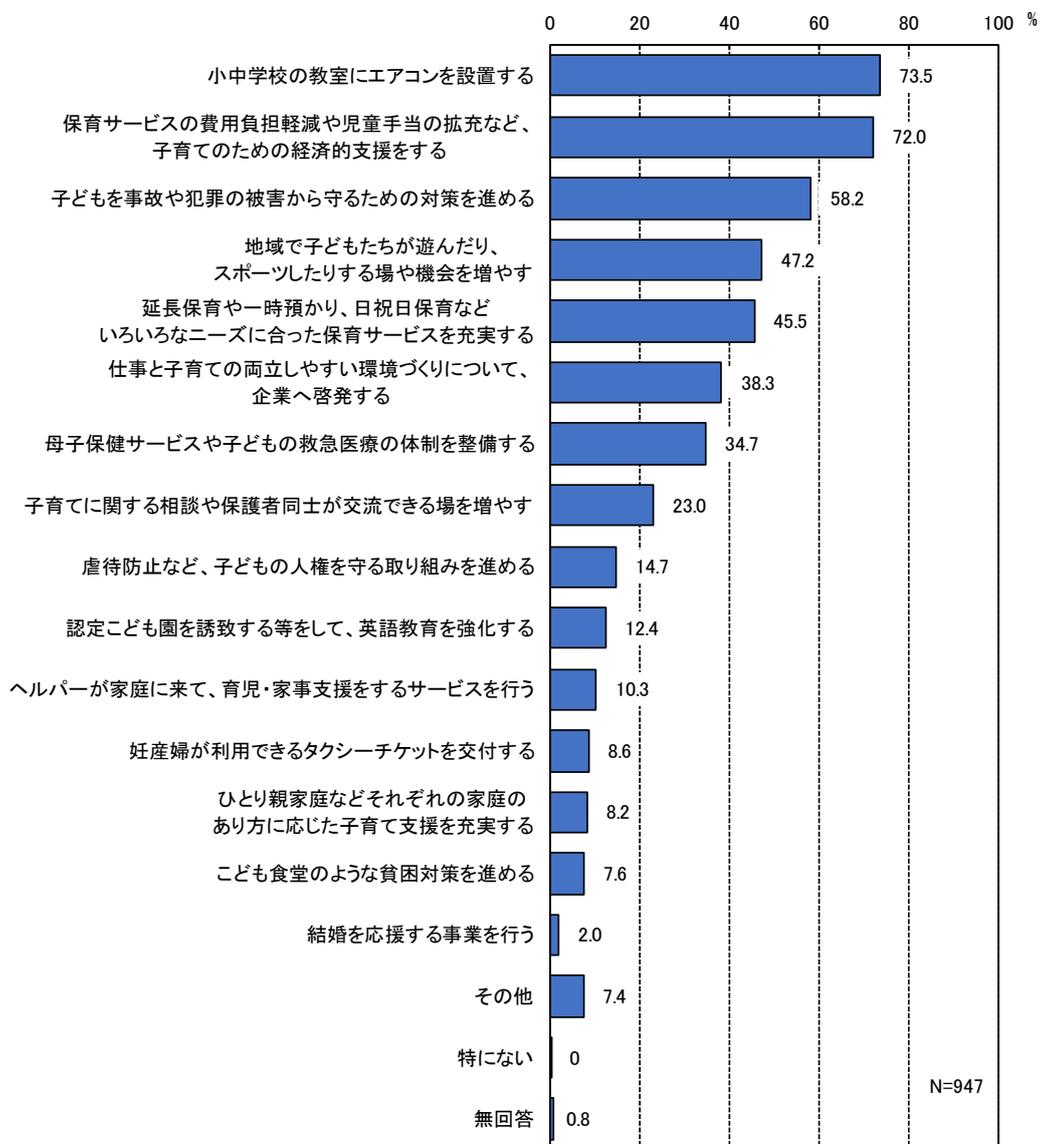
■子育てをする上での悩みや不安（複数回答）



⑰子育て支援で町に期待すること

町に充実を期待する子育て支援としては、「小中学校の教室にエアコンを設置する」が73.5%、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当の拡充など、子育てのための経済的支援をする」が72.0%と、ともに高い割合となっており、以下、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(58.2%)、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」(47.2%)、「延長保育や一時預かり、日祝日保育などいろいろなニーズに合った保育サービスを充実する」(45.5%)と続いています。

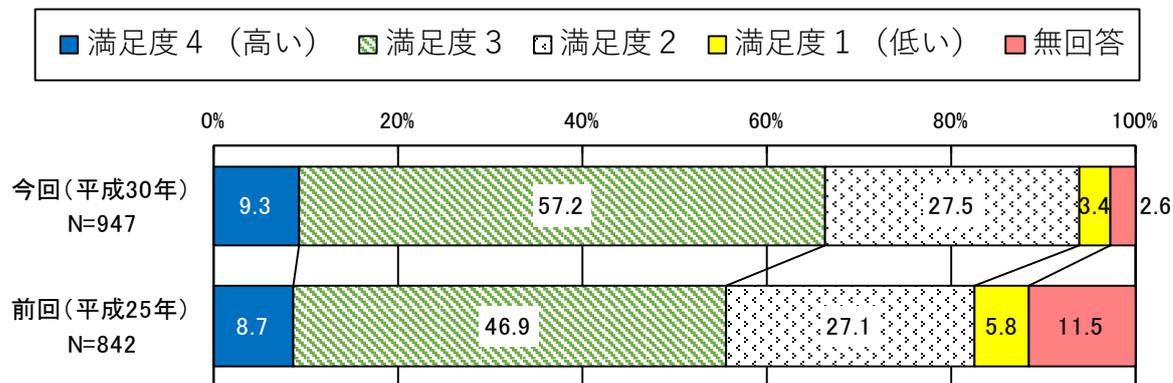
■子育て支援で町に期待すること（複数回答）



⑩子育て環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、前回調査結果に比べ、「満足度 3」「満足度 4」の割合が高くなっており、上昇傾向にあります。

■子育て環境や支援への満足度

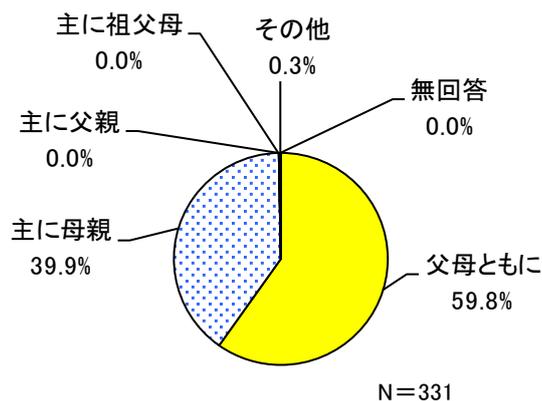


(2) 小学生の保護者に対する調査

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てについては、「父母ともに」行っていると回答した割合が59.8%、「主に母親」が行っていると回答した割合が39.9%となっています。

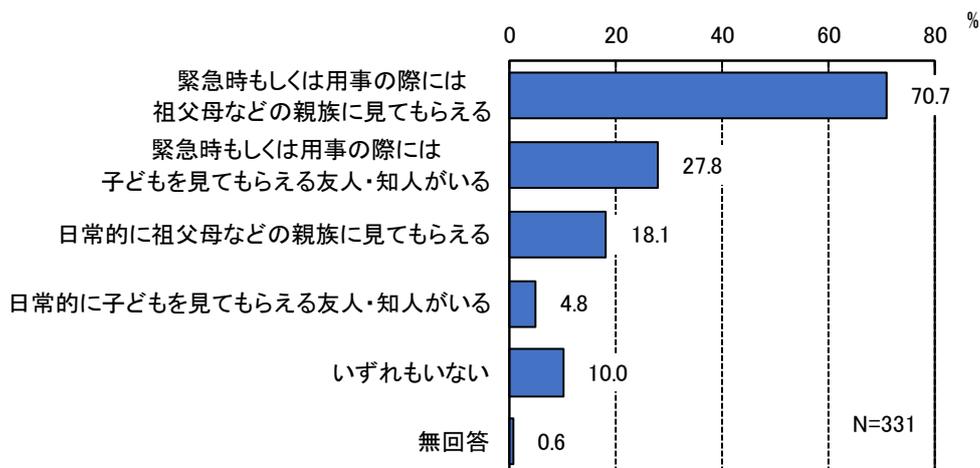
■子育てを主に行っている方



②子どもをみてもらえる親族・知人

緊急時や用事の際にも子どもを預かってもらえる人がいない人の割合は10.0%となっています。

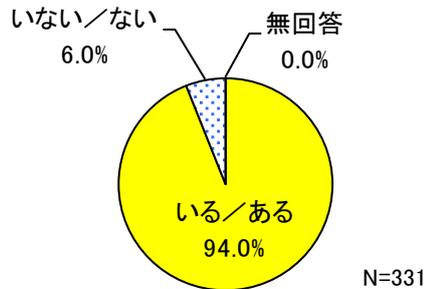
■子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）



③相談者及び相談できる場所

子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答した人の割合は6.0%となっています。

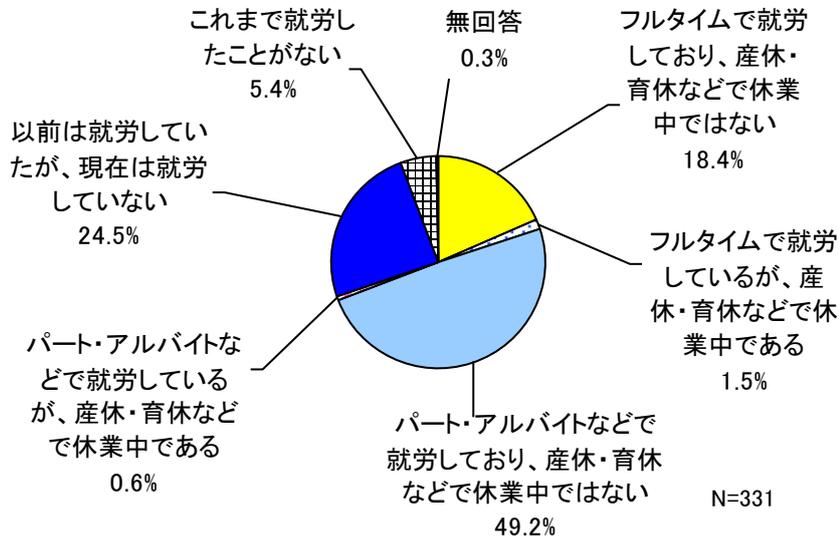
■相談者及び相談できる場所



④母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイムで就労していると回答した人が19.9%、同じくパート・アルバイトなどが49.8%となっています。

■母親の就労状況

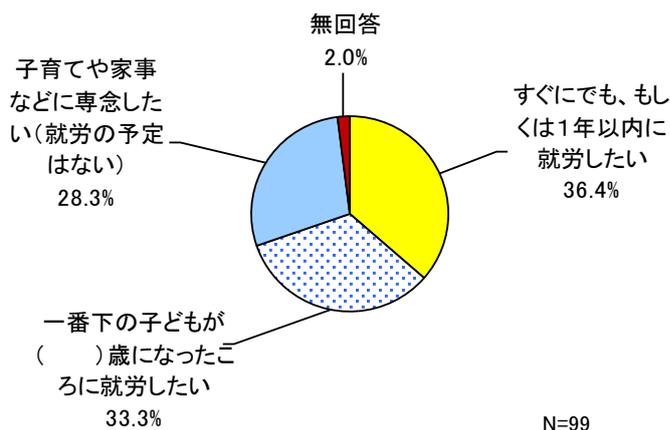


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

⑤就労希望

現在就労していない母親の就労希望を尋ねたところ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人が36.4%、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したいと回答した人は33.3%となっており、就労していない母親の69.7%に就労希望があります。

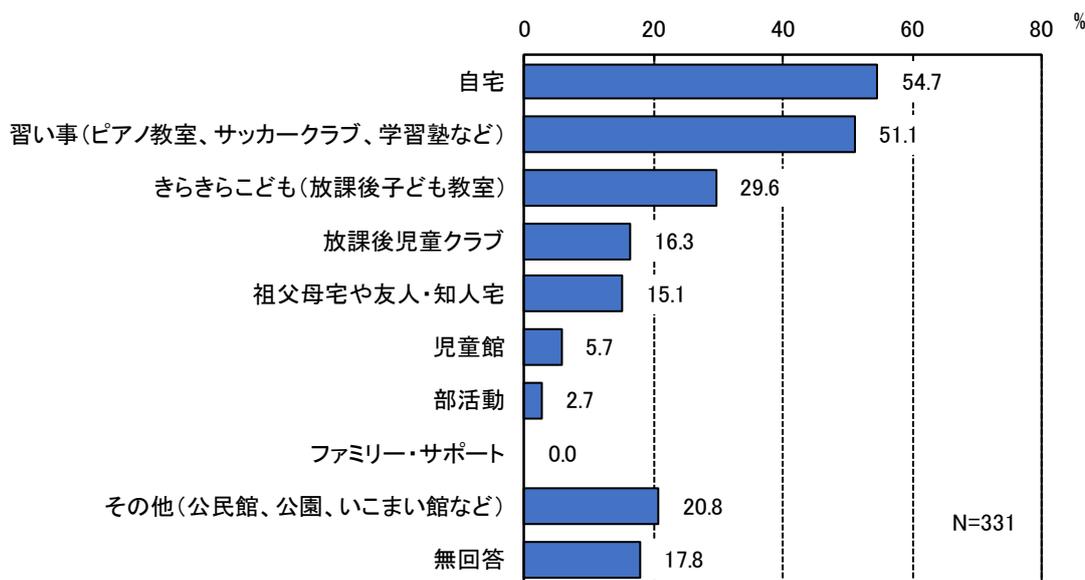
■就労希望



⑥放課後の過ごし方

「放課後児童クラブ」の利用希望は16.3%となっています。
また、「きらきらこども(放課後子ども教室)」については、29.6%となっています。

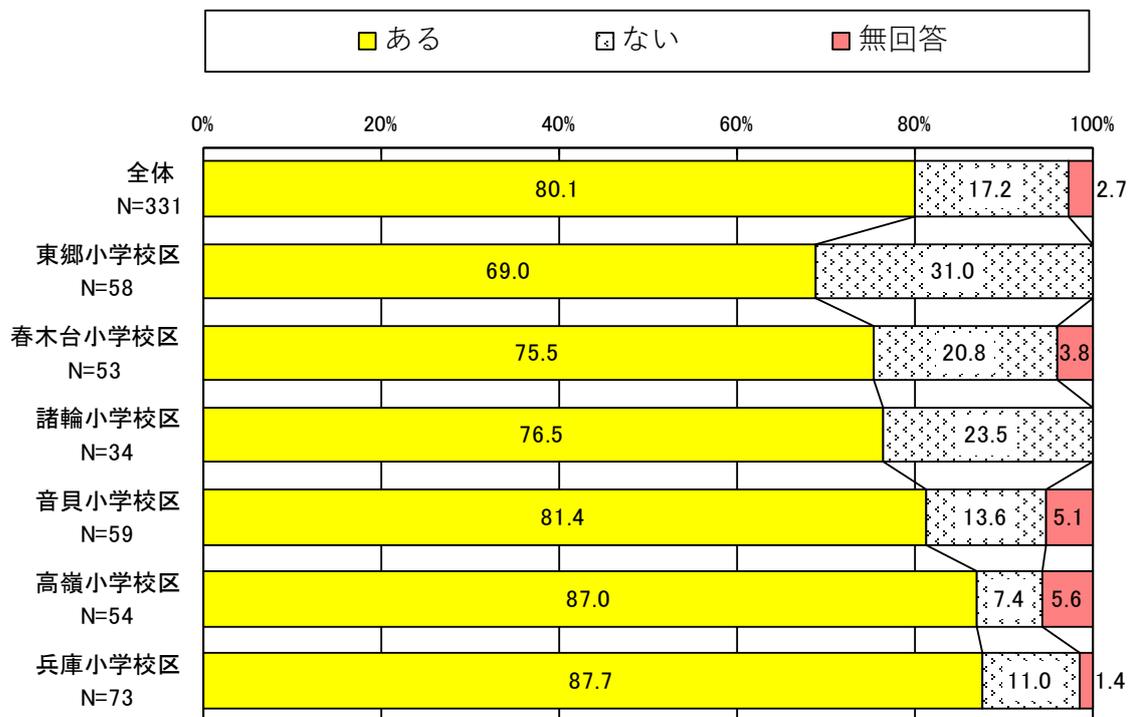
■放課後の過ごし方(複数回答)



⑦近くに安心して遊べる場所があるか

近くに安心して遊べる場所が「ある」と回答した人の割合は全体の 80.1%で、「ない」と回答した人の割合は 17.2%となっています。

■近くに安心して遊べる場所があるか

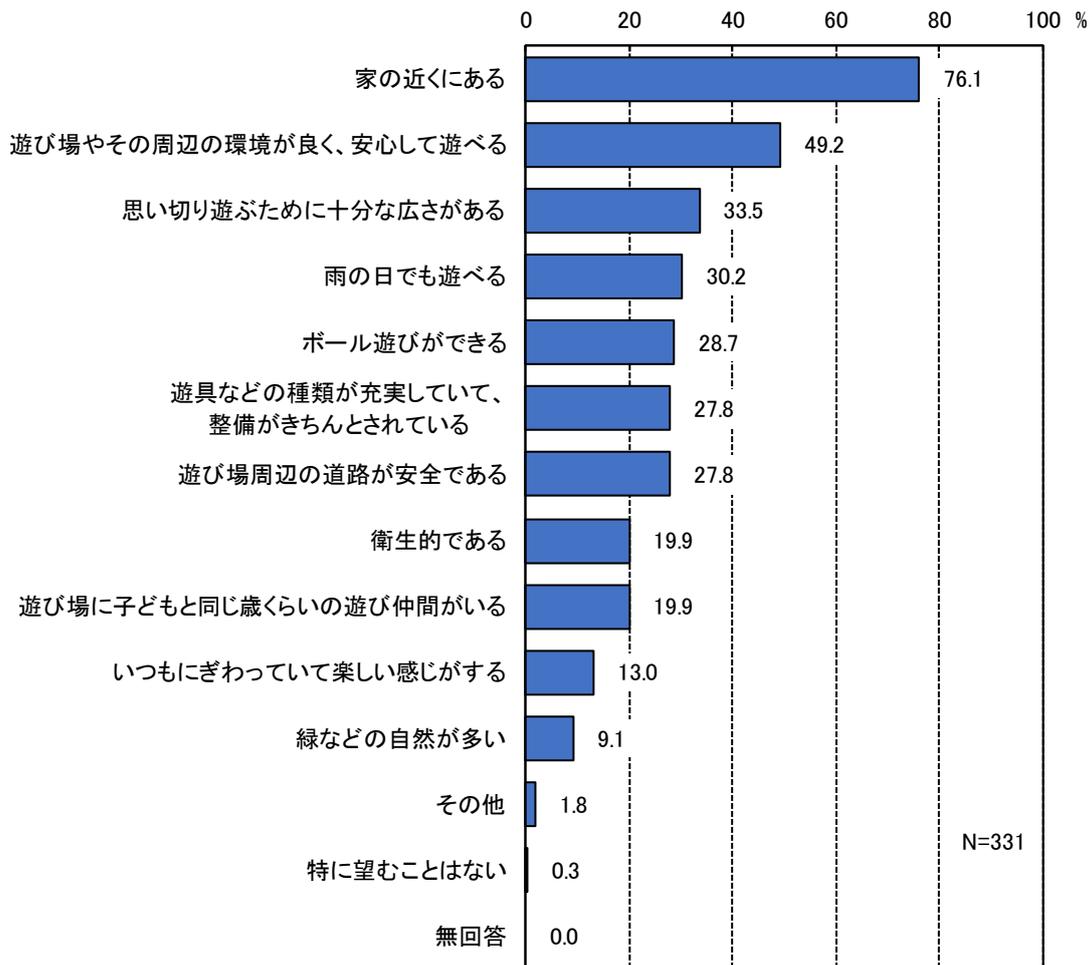


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない

⑧どのような遊び場を望むか

どのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」が76.1%と最も多く、以下、「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」(49.2%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(33.5%)、「雨の日でも遊べる」(30.2%)、「ボール遊びができる」(28.7%)、「遊具などの種類が充実していて、整備がきちんとして」「遊び場周辺の道路が安全である」(ともに27.8%)などが続いています。

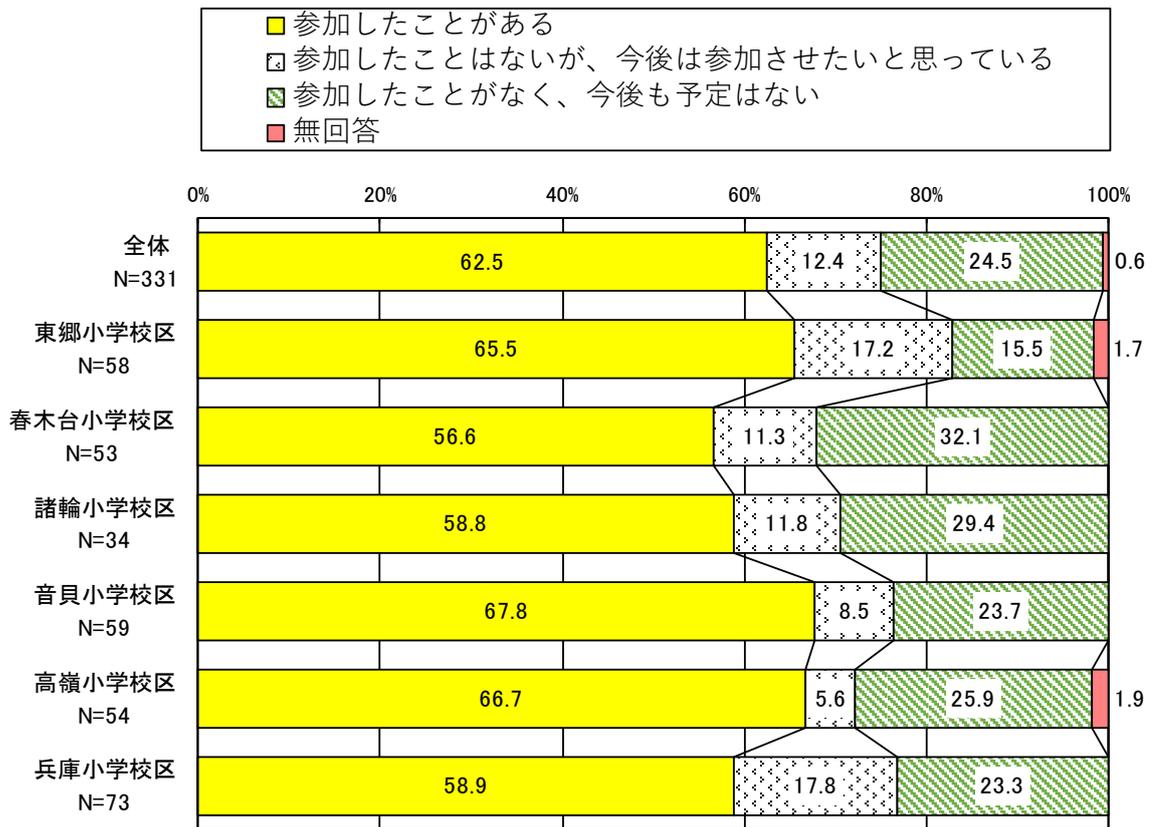
■どのような遊び場を望むか（複数回答）



⑨地域活動等について

対象児童が地域活動やグループ活動などに「参加したことがある」と回答した人の割合は全体の62.5%で、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」と回答した人の割合は12.4%となっています。

■地域活動等について

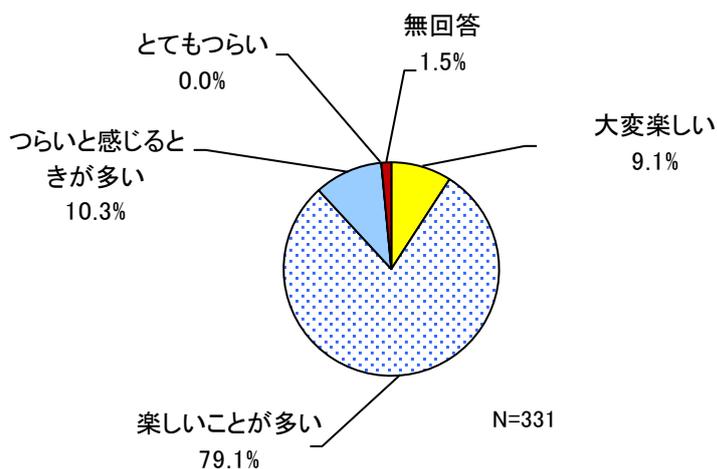


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

⑩子育てをどのように思いますか

子育てを「大変楽しい」(9.1%)、「楽しいことが多い」(79.1%)と回答した人が88.2%と大半を占めているが、一方で10.3%の人が「つらいと感じるときが多い」と回答しています。

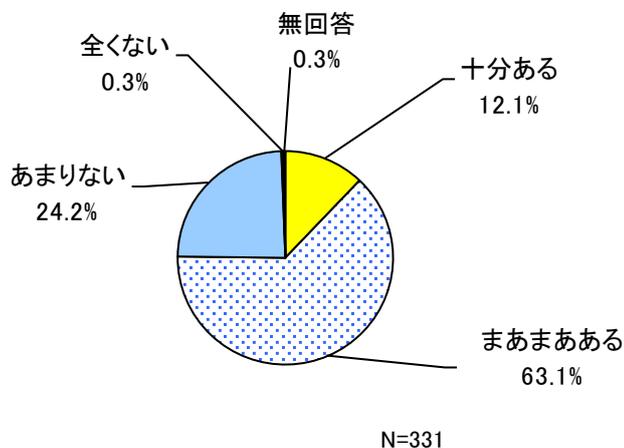
■子育てをどのように思いますか



⑪ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「十分ある」と回答した人の割合は12.1%で、「まあまあある」(63.1%)と回答した人を合わせると75.2%に達するが、一方で24.2%の人が「あまりない」、0.3%の人が「全くない」と回答しています。

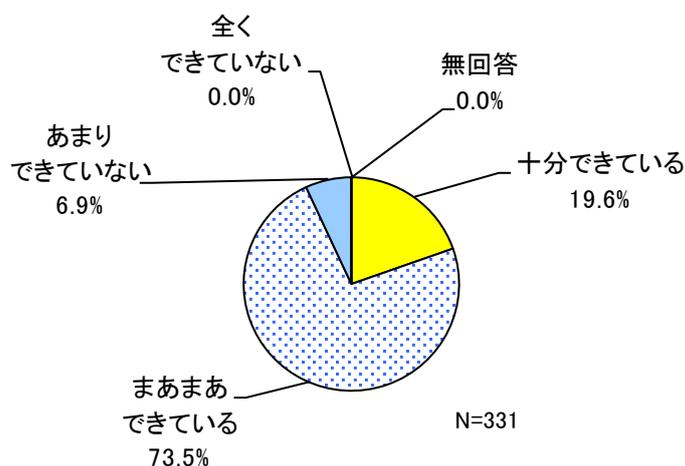
■ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか



⑫家族間のコミュニケーションができていますか

家族の間でコミュニケーションが「十分できている」(19.6%)、「まあまあできている」(73.5%)と回答した人が93.1%と大半を占めているが、一方で、6.9%の人が「あまりできていない」と回答しています。

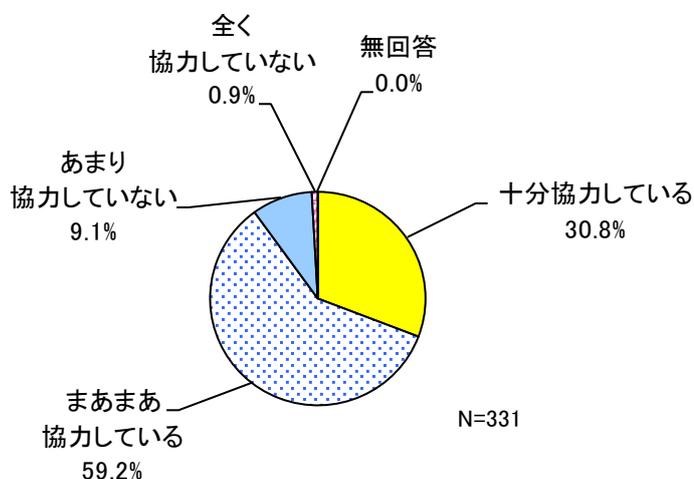
■家族間のコミュニケーションができていますか



⑬家族で協力して子育てをしているか

子育てについて、家族で「十分協力している」(30.8%)、「まあまあ協力している」(59.2%)と回答した人が90.0%と大半を占めているが、一方で、「全く協力していない」と回答した人が0.9%、「あまり協力していない」と回答した人が9.1%となっています。

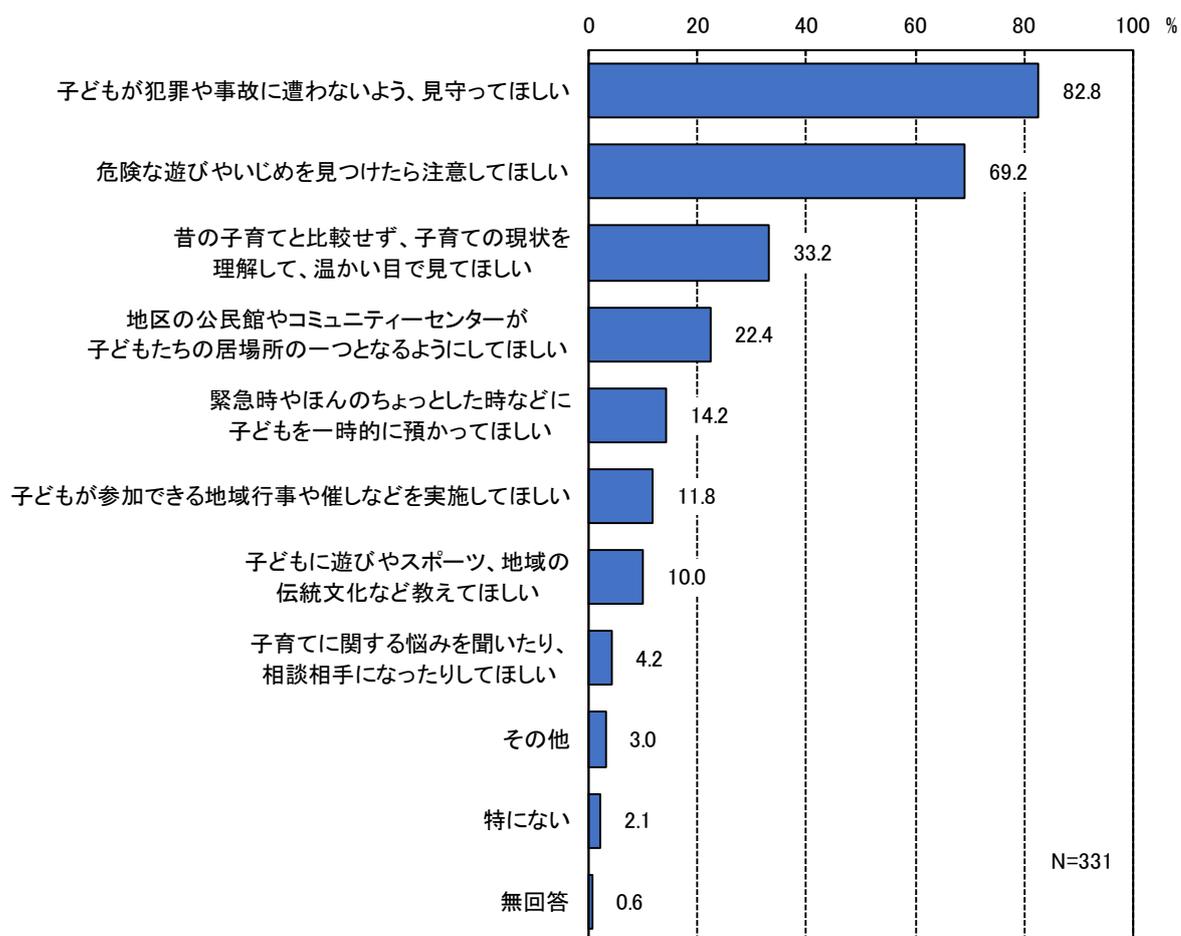
■家族で協力して子育てをしているか



⑭子育て支援で身近な地域の人に期待すること

子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを期待するか尋ねたところ、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」(82.8%)と「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(69.2%)を選択した人が多く、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、温かい目で見えてほしい」(33.2%)がそれに続いています。

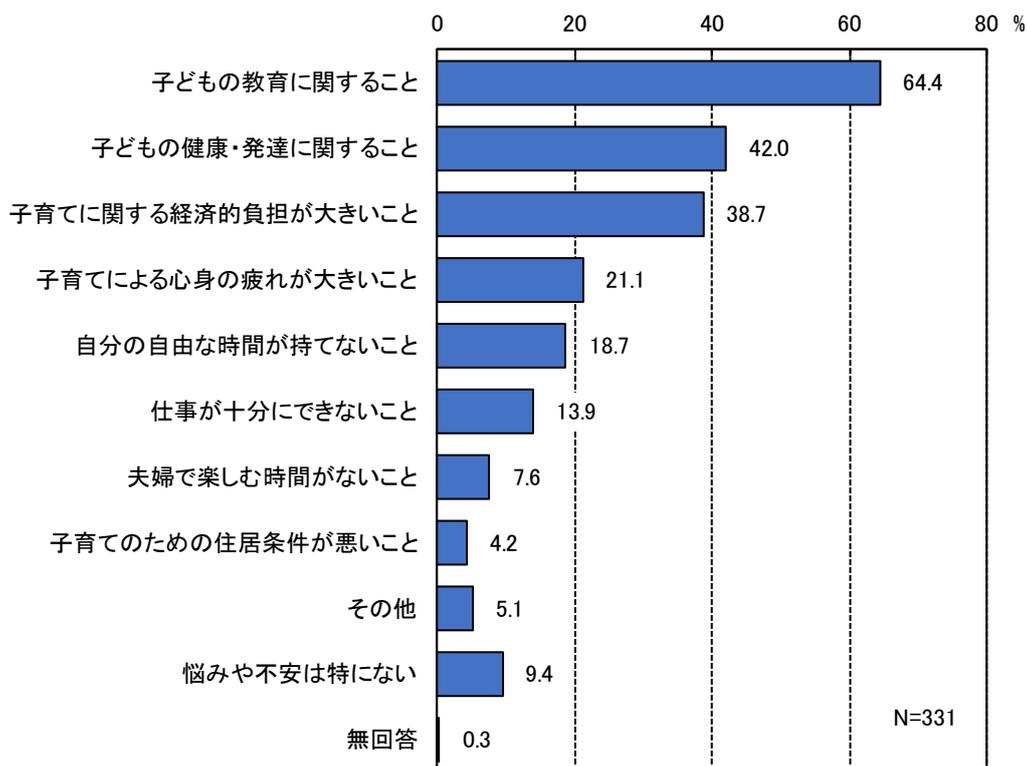
■子育て支援で身近な地域の人に期待すること（複数回答）



⑮子育てをする上での悩みや不安

子育ての悩みや不安としては、「子どもの教育に関すること」が64.4%と最も多く、次いで「子どもの健康・発達に関すること」が42.0%、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が38.7%で上位にあがっています。

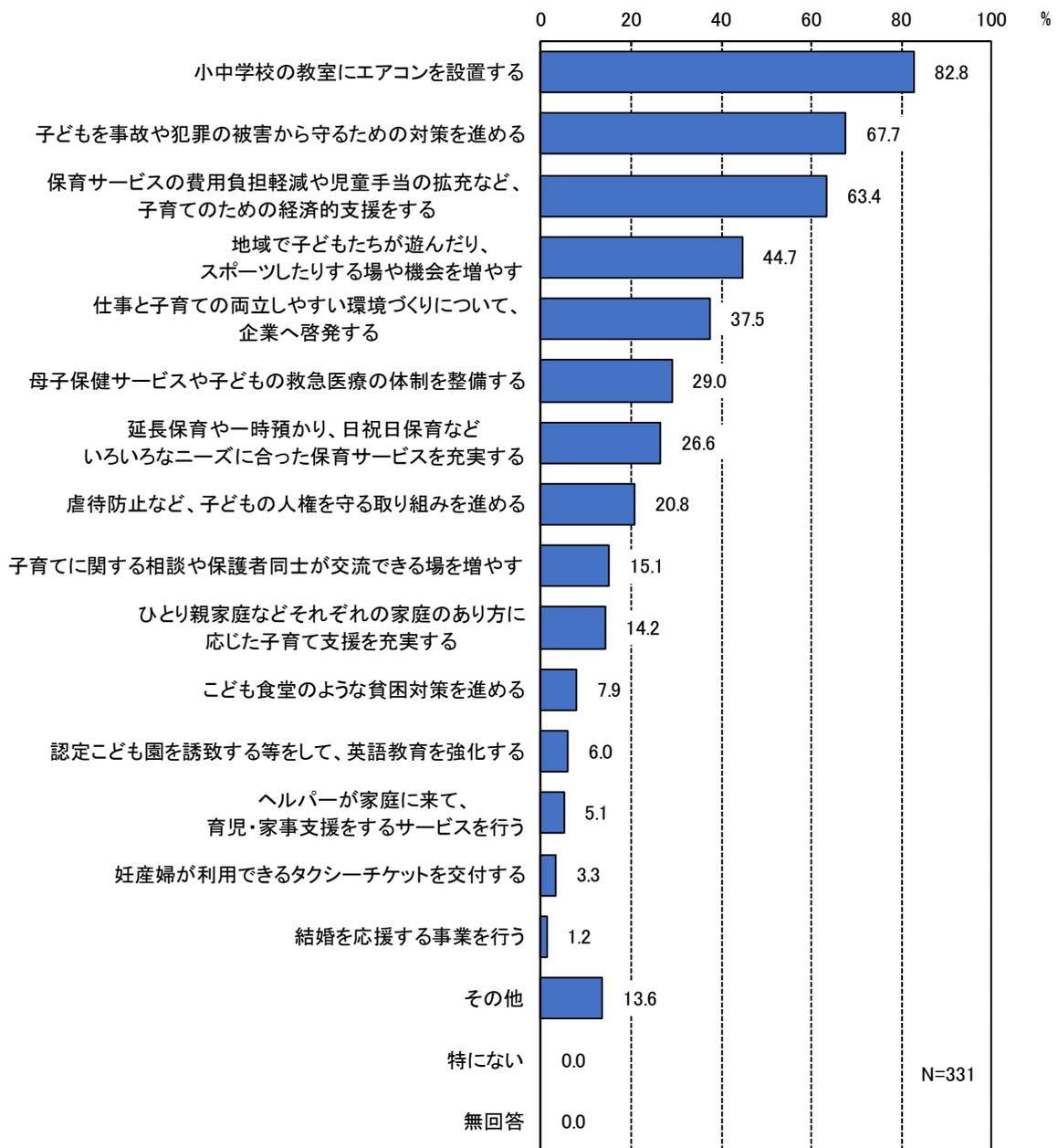
■子育てをする上での悩みや不安（複数回答）



⑩子育て支援で町に期待すること

町に充実を期待する子育て支援としては、「小中学校の教室にエアコンを設置する」が82.8%と最も多く、以下、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(67.7%)、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当の拡充など、子育てのための経済的支援をする」(63.4%)、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」(44.7%)、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」(37.5%)、「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制を整備する」(29.0%)と続いています。

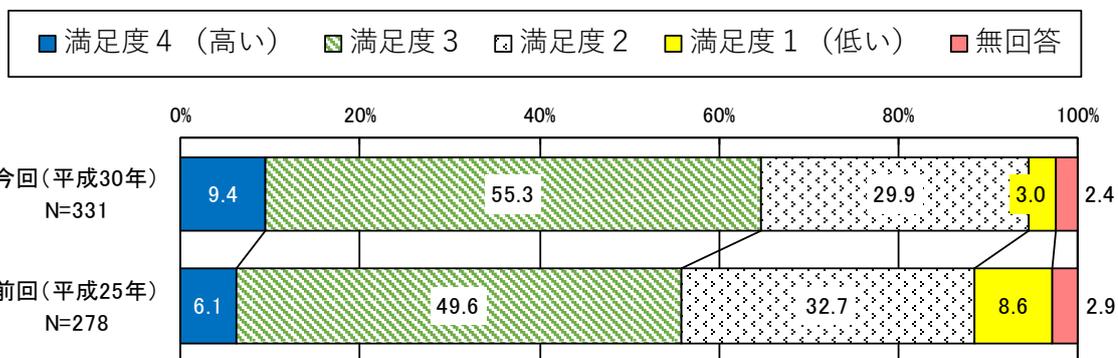
■子育て支援で町に期待すること（複数回答）



⑰子育て環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、前回調査結果に比べ、「満足度 3」「満足度 4」の割合が高くなっており、上昇傾向にあります。

■子育て環境や支援への満足度



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

5 第2期計画策定に向けた課題

(1) 現状からみる主な課題

①多様な保育サービスの充実

- ・今後就労を希望する母親は多く、保育サービスに対する潜在的なニーズもみられることから、就労の妨げになる待機児童が発生しないよう、保育サービスの量的な確保が求められます。
- ・家庭のライフスタイルの多様化、就労形態の多様化などから、保育サービスの量的確保とともに、多様な保育事業の充実が求められています。

②安心して子育てができる環境づくり

- ・子育てについて身近な相談相手や相談の場のない人が少なからずいるため、相談・支援につながりやすい仕組みをつくとともに、子育てへの負担や不安から虐待につながらないよう、早期発見・早期対応など予防対策が必要です。
- ・子育て支援サービスには、認知度が低いサービスもあり、サービスの内容を知った上で「必要・不必要」を判断できるよう、提供方法の充実やわかりやすい情報発信に努める必要があります。
- ・子育ての悩みや不安の内容として、子どもの教育や健康・発達に関するもののほか、経済的な負担が大きいこともあり、教育や子育てに係る費用負担の軽減が求められています。

③子どもを育む環境づくり

- ・学校施設の改善に対する期待が非常に高く、小中学校にエアコンの設置を進めてきましたが、今後もより快適な教育環境を整備していく必要があります。
- ・放課後の過ごし方では、「習い事」へのニーズが多く、学習塾や各種教室、スポーツクラブなど、地域で支える子育ての充実が求められます。また、「放課後子ども教室きらきらこども」への利用意向が高く、さらなる内容の充実など、子育て家庭の多様なニーズへの対応が求められています。
- ・「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」について、身近な地域の人への期待が高く、子育てへの理解促進、安全・安心のための見守りの強化など、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る機運を高めることが重要です。

④仕事と子育ての両立支援

- ・子育てを主に行っている人は、母親が多く、子育てにおける母親の負担軽減が求められています。
- ・父親が子育てしている割合は8割を超えていますが、育児休業^{*}は9割が取得していません。事業主や周りの理解が広がるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を社会に浸透させていくことが求められています。

6 第1期計画の評価

(1) 基本目標の達成度

第1期東郷町子ども・子育て支援事業計画における事業の実施状況は、A評価の「目標以上にすすんでいる」事業が124事業あり、また、B評価の「目標達成に向けて順調に進捗している」事業が49事業と全体の92.0%が順調に進捗しています。

また、D評価の「遅れが生じている。このままでは目標達成が難しい」事業が7事業となっています。

■基本目標の達成状況

基本目標	A	B	C	D	計
1 幼児期の教育・保育の充実	10	4	1	—	15
2 安心できる地域の子育て支援の推進	35	6	3	3	47
3 子どもと親の健康増進	20	7	—	—	27
4 子どもの健やかな成長	20	4	3	—	27
5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進	24	12	—	2	38
6 仕事と子育ての両立の推進	7	8	1	2	18
7 子育てしやすい生活環境の確保	8	8	—	—	16
合計	124	49	8	7	188
割合	66.0%	26.0%	4.3%	3.7%	100.0%

A：目標以上にすすんでいる。

B：目標達成に向けて順調に進捗している。

C：やや遅れているが概ね進捗している。

D：遅れが生じている。このままでは目標達成が難しい。



第3章

計画の基本理念と施策の方向

第3章 計画の基本理念と施策の方向

1 計画の基本理念

子どもの健やかな成長は、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、元気で賑わいのあるまちづくりに欠かすことができないものです。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、地域社会全体が子育てに関わりを持ち、支えあいながら、未来を担う子どもたちの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

このことから、「つくろう 未来につながる 子育てのまち東郷」を基本理念として、子ども・子育て施策・事業の推進を図っていきます。

また、本町では、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するため、平成26年7月に「東郷町子ども条例」を施行し、子育て家庭への支援、子どものための居場所づくりなど子どものための施策を行うこととしています。

本町の子ども・子育て施策の推進に当たり、子ども条例で定められた子どもの権利を尊重しながら、「SDGs（持続可能な開発目標）※」の視点を踏まえ、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携した取組を行っていきます。

つくろう 未来につながる 子育てのまち東郷

※SDGs（持続可能な開発目標）

「SDGs（Sustainable Development Goals）」とは、平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」です。先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。誰一人取り残さないという考えは、未来を創る子どもたち一人一人の健やかな成長を目指す、本町の子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。

2 子ども・家族・地域の基本的な視点

子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに成長していく社会を築いていくためには、地域における様々な主体が、それぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいかなければなりません。

子ども・子育て支援を行うに当たり、「子ども・家族・地域」それぞれの基本的な視点を描き、本計画で定める施策が効果的に達成されることを目指します。

(1) 子どもの育ちの視点

子どもが健やかに成長するために、安全や健康、教育などのあらゆる面でより良い環境が用意され、自分らしく育つことが望まれます。

子育て支援施策により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

また、子どもが一人の人間として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として、「健やかに成長し、安心して生きる権利」、「自分らしく育ち、学ぶ権利」、「自分の考えを表現する権利」、「参加する権利」が保障されるとともに、子ども自身が担う役割を認識する必要があります。

(2) 家族としての視点

子どもにとって家族は、自らの成長のために最も身近で頼りになる存在です。親は子どもの発達や成長の過程において、その果たす役割を理解するとともに、子育てに対して第一義的責任者であることを自覚することが必要です。

また、子どもを愛情をもって育んだり、子どもにとって何が一番大切かを考えながら子育てを行っていくことが求められます。

(3) 地域で支えあいの視点

子どもは、地域社会全体で温かく見守られながら育てられるものであるため、大人を始めとした地域の人たちが手を取り合って子どもをサポートしていく必要があります。

子育ては、親同士や地域の人たちとのつながりの中で、地域で支えあいながら担っていくという意識を持ち、保護者と地域住民、子育てに関係する施設などが協力・連携して、子どもの育ちを見守り・支えていくことが必要です。

3 基本目標

基本理念に基づく本町の子ども・子育て支援を行うために、以下のような基本目標を掲げ施策の推進を図ります。

(1) 幼児教育・保育の充実

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の状況などを踏まえ、計画的な教育・保育の充実を図ります。

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する職員の配置・確保に努め質の向上に取り組みます。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設*等において、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うとともに、子どもが外国語に親しむ機会を創出します。

また、保護者の就労状況やその変化を踏まえながら、就学前の教育・保育の一体的な提供を行う体制についても検討を行います。

(2) 安心できる地域の子育て支援の推進

子育ての基本は家庭であるという考え方の中で、男女がともに多様な生き方を選択できるための子育て環境の整備が求められています。

また、家族形態の多様化や地域との関わり方の変化などを背景に、子育てに関する不安や悩みを、周りの人に相談できずに抱えている家庭があります。そのため、利用者のニーズを踏まえた子育て支援施策を推進し、子育てに関する情報交換の場や子育て相談などの充実を努め、地域での子育て支援の充実を図ります。

さらに、放課後の子どもの居場所づくりに当たっては、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、状況に応じて、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一緒に行う、「一体型」の実施について検討を行います。

(3) 子どもと親の健康増進

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次の世代の人々を健やかに産み育てるための基礎となります。

安心して妊娠し、出産することができ、ゆとりを持って健やかに子どもを育てる家庭づくりを支援するとともに、健診などによる健康状態の確認体制や発育などに関する相談体制の充実を図り、食育の推進や地域の小児医療への取組を進め、安心して子育てが行える地域環境の整備に努めます。

(4) 子どもの健やかな成長

豊かな心と健やかな体を持つ元気な子どもの育成や教育の充実に努めます。

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう努めます。

また、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を支えます。

(5) 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

育児不安や児童虐待^{*}を早期に発見し、適切な対応ができるよう、産後初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行います。また、児童虐待が起こらないための取組や児童虐待が起こった場合にも早期に発見し、対策が行えるように関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその家庭への支援の充実に努めます。また、医療的ケア児^{*}が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築へ向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を推進します。

また、ひとり親家庭や生活困窮世帯に対する相談体制の充実や支援体制の整備に努め、地域や社会全体で支援します。

(6) 仕事と子育ての両立の推進

共働き家庭は増加しているものの、未だ家事・育児の多くを女性が担っている現状があり、また、長時間労働なども問題となっています。

保護者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が送れていることは、子どもにとっての幸せにもつながります。事業者の意識改革による労働環境の改善、家庭内での意識改革など、男女の働き方改革を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

また、働く場面で活躍したいという希望を持った女性が、その希望に応じて、仕事と家庭を両立し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、行政、市民、事業者、各種団体が連携し、協働して取り組んで行くことが必要です。

(7) 子育てしやすい生活環境の確保

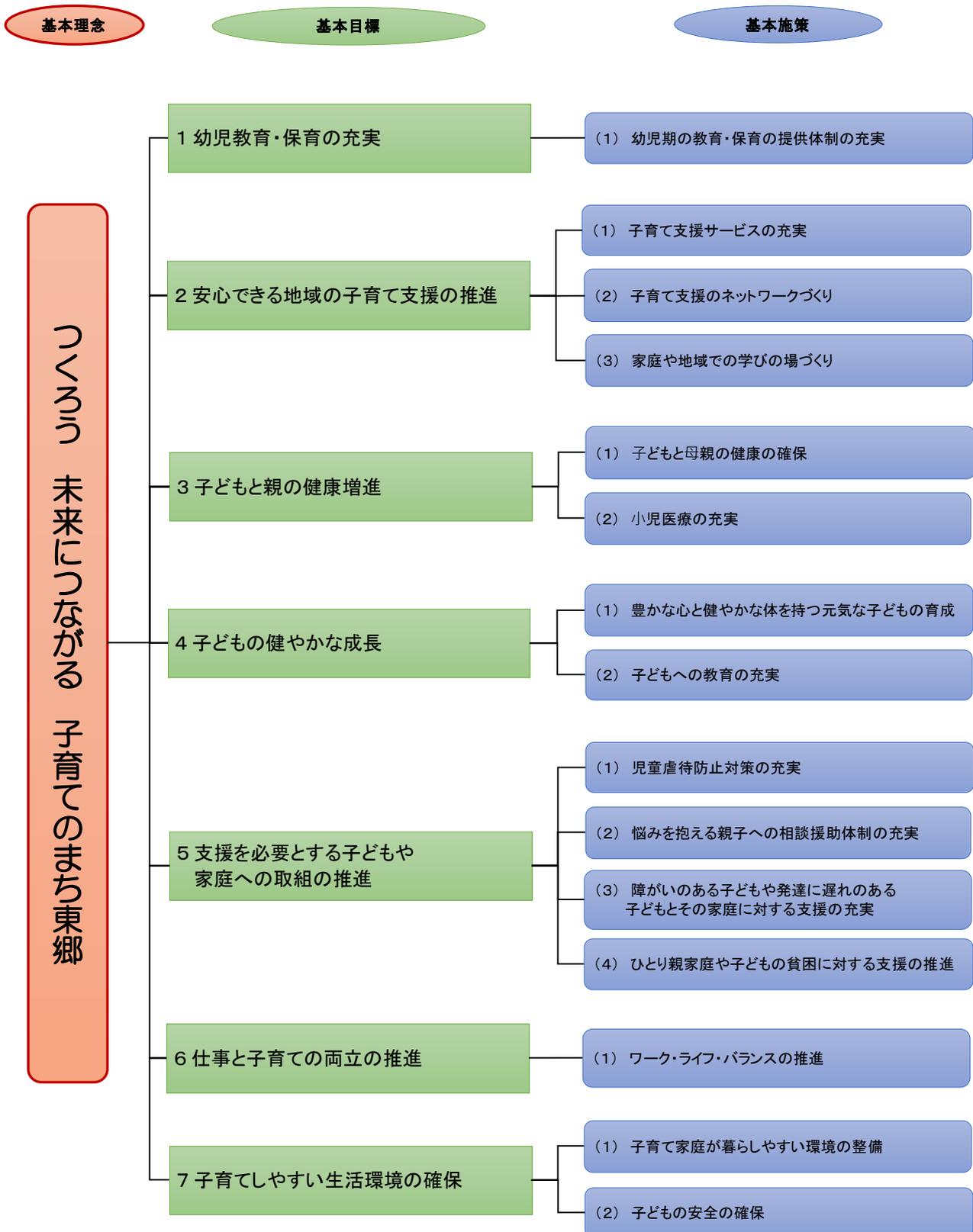
子育て家庭が負担や不安を感じることなく外出や移動ができる環境づくりや、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれることのないよう子どもの安全を確保する取組の推進など、子どもや子育て家庭が安心して暮らせるように生活環境を整備していくことが必要です。

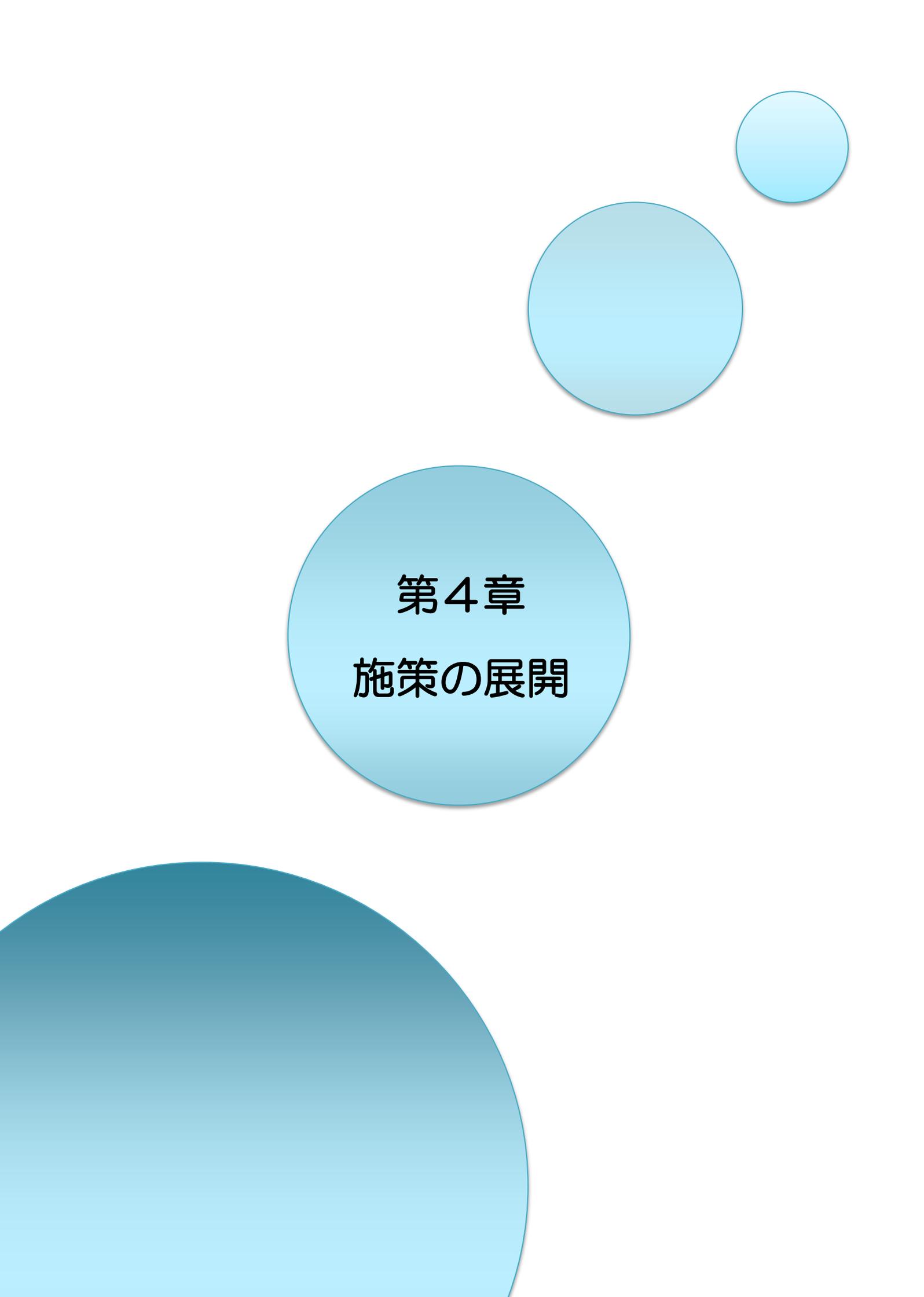
生活環境の整備においては、町道、公共施設などにおいてバリアフリー化を進めることや、防犯・交通安全などに資する環境整備を行っていきます。

また、通学路や放課後の遊び場などの安全確保をはじめ、児童を狙う犯罪や交通事故の防止などの取組を強化するため、行政、地域、学校等や警察をはじめとする関係機関・団体の協力による安全・安心なまちづくりを推進していきます。



4 施策体系





第4章
施策の展開

第4章 施策の展開

1 幼児期の教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の充実

全ての子どもが必要とする教育・保育が受けられるよう、その提供体制の確保に取り組みます。

また、体制を確保するだけでなく、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する職員の配置・確保に努め質の向上にも取り組みます。

さらに、国際化の進展に伴い、子どもが多文化に触れ合う機会を創出するとともに、教育・保育施設^{*}等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることから、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

教育・保育事業の量的・質的な充実を図るとともに、保育施設の計画的な整備を図ります。

なお、ここでは、子ども・子育て支援法^{*}第61条第2項第3号に規定する「教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保」及び同条第3項第1号に規定する「産後の休業及び育児休業^{*}後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」に関する事項について併せて記載しています。

①教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	担当課等
保育施設の整備	園児の健全な育成を図るための施設を質的に充実するとともに、保育所等長寿命化計画に基づき、計画的な整備を図ります。	こども保育課
乳幼児保育事業	待機児童の解消に向け、3歳未満児を対象とした保育サービスを拡大します。	こども保育課
延長保育事業	保育所の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図ります。	こども保育課
障がい児対応保育事業	障がい児に対する保育の充実を図ります。	こども保育課
一時預かり事業	保護者の就業形態、疾病、入院、育児疲れなどの理由により、一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育を行います。	こども保育課

事業名	事業内容	担当課等
病児・病後児保育事業	保護者の仕事などの理由により、病気や病後の子どもを預かる病児・病後児保育事業を推進します。	こども保育課
家庭的保育※事業などを行う事業者の支援	家庭的保育や小規模保育※、事業所内保育※などを行う事業者を支援し、3歳未満児の保育を充実します。	こども保育課
民間保育所運営の支援	民間保育所に勤務する職員の処遇と保育所運営を支援します。	こども保育課
実費徴収に係る補足給付費事業	低所得世帯等の子どもの幼稚園利用について、保護者が支払うべき副食材料費（実費徴収額）を補助することで、円滑な利用を図ります。	こども保育課
教育・保育施設※と事業者との連携	保育園や幼稚園、地域型保育事業※者との合同研修や会議などを通じて、施設相互の連携を図ります。	こども保育課
教育・保育施設と小学校との相互連携	就学前から小学校への円滑な接続を図るため、保育園・幼稚園と小学校が連携し、相互の訪問を行うなど、教育・保育の連続性と一貫性を確保します。	こども保育課 学校教育課
幼児教育アドバイザーの配置 新規	幼児教育の更なる質の充実を図るため、幼稚園、保育所を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善などについて指導を行う、幼児教育アドバイザーの配置について検討します。	こども保育課
外国につながる子どもや家庭への支援 新規	外国人家庭等、外国につながる子どもや家庭が、円滑にサービス等を利用できるよう、幼稚園、保育所、学校、児童館※や関係各課と連携し支援します。	地域協働課 こども保育課 学校教育課
外国語に触れる機会の創出 新規	幼児期から全ての子どもが外国への理解を深めたり、外国語を体験できる機会を提供します。	こども保育課

※**新規**・・・令和2年度以降に実施する新しい事業

②幼児期の教育・保育の一体的提供

事業名	事業内容	担当課等
認定こども園※の活用	幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持った認定こども園について、住民ニーズを注視し、必要に応じ導入を検討していきます。	こども保育課

③育児休業[※]後における教育・保育事業の円滑な利用

事業名	事業内容	担当課等
0歳児保育事業	保護者が育児休業満了時などに、希望に応じて保育園を利用ができるよう、0歳児保育を行う保育園を拡大します。	こども保育課
育児休業後における教育・保育事業の円滑な利用	翌年度の入園申込に当たり、保護者が、育児休業満了時などに希望に応じて利用ができるよう年度途中の入園に配慮します。	こども保育課



2 安心できる地域の子育て支援の推進

(1) 子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や就労形態の多様化により、子育てを取り巻く環境は変化しており、家庭だけで子育てを行うには負担が大きくなっていることから、きめ細やかな子育て支援サービスの充実が求められています。

子育てに関する相談や親子が交流する機会を提供するとともに、地域で助け合える体制づくりにも取り組み、様々な面から子育て支援サービスの充実を図ります。

①相談支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
子育て相談	子どもを養育する人に対して、子育ての相談や情報交換の場を提供することで、安心して子どもを産み育てる環境をつくりま	子育て応援課 健康推進課
育児相談・栄養相談	赤ちゃん相談・離乳食相談・育児相談・栄養相談・お誕生日相談により、育児についての不安の解消や子どもの順調な発育を促すための助言指導を行います。	健康推進課
4歳・5歳児発達相談	発達に心配のある子どもの保護者への育児支援を行います。	健康推進課
ことばの相談	言語発達面において遅れがあるなど、子どもの発達について心配がある保護者や育児不安を訴える保護者に対し、心理士による相談を行います。	健康推進課
なかよし教室	1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診時、言葉の遅れや発達特性のある子どもと育児不安のある保護者を対象に事後教室を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)	出生後1か月から2か月の間に全家庭を訪問し、子どもの健康発達状態を把握し、必要な育児指導を行います。	健康推進課
利用者支援事業	子どもや保護者、妊娠中の方が、母子保健サービス、教育・保育施設*や子育て支援サービスなどを円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行います。	子育て応援課 健康推進課
児童委員による相談	地域において身近な存在である児童委員が、子どもに関する相談相手となる活動を充実します。	子育て応援課

②子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	担当課等
妊産婦タクシー料金助成事業	妊娠届出時から分娩予定日の6か月後の末日まで利用できるタクシー料金助成利用券を交付し、妊産婦の移動負担を軽減します。	健康推進課
多胎児サポーター等派遣事業 新規	多胎児を育てている家庭に、多胎児サポーターを派遣し、日常的な家事や育児支援、相談などを行います。	子育て応援課 健康推進課
子育てサロン [*] の開催 新規	妊娠中から生後4か月までの妊産婦とその子どもを対象に、相談や交流ができるサロンを開催します。	健康推進課
双子交流会	多胎児を育てている保護者同士の交流の場の提供と育児に関する指導を行います。	健康推進課
パパママ教室	妊婦とその夫を対象に妊娠中の体調管理、生活と育児に関する情報の提供を行います。	健康推進課
親子ふれあい交流事業	児童館 [*] において親子の絆を深めるため、絵本の読み聞かせや食育セミナーなどを開催することにより、親子のふれあいの機会を提供します。	こども保育課
保育園園庭開放	未入园児とその保護者を対象に園庭を開放し、保育園児との交流を図るとともに、子育てについて情報交換できる場を提供します。	こども保育課
はぐみんカード [*] の普及	協賛店舗で子育て中の家族が特典を受けることができる子育て家庭優待事業「はぐみんカード」を普及します。	子育て応援課
地域子育て支援拠点事業 [*]	地域の子育て支援センターで子育て世帯に対して、親子遊びや保護者の交流の場を提供するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。	子育て応援課
ファミリー・サポート事業	子育ての援助をして欲しい人と子育ての援助をしたい人が会員になり、互いに助け合う会員組織の事業を普及します。	子育て応援課
子育て支援ボランティア活動の支援	読み聞かせや子育てサロンなどに関する知識と技術を提供するとともに、それぞれのボランティア活動の支援や助成なども含めて行います。	社会福祉協議会

③子どもの居場所づくり

事業名	事業内容	担当課等
児童館*運営	児童や乳幼児とその保護者が、安心して楽しく児童館を利用できるように運営します。	こども保育課
児童館の整備	児童館施設（放課後児童クラブ実施施設）を質的に充実するとともに、計画的な整備を図ります。	こども保育課
放課後児童クラブ	昼間、仕事などの理由により保護者が家庭にいない小学生に授業終了後、児童館などで生活や遊びを指導し、児童の健全育成を図ります。	こども保育課
放課後子ども教室	放課後の児童の安全で健やかな活動と居場所を確保するとともに、様々な体験活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を養います。	こども保育課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化事業 新規	児童が放課後の時間等を安全・安心に過ごすことができ、多様な学習や地域に根差した体験・交流活動ができる場を提供します。	こども保育課 学校教育課
児童館・放課後児童クラブ民営化事業 新規	児童館を民営化することにより、新しい手法による子育て相談の実施や多様化する保護者の就労形態に対応する放課後児童クラブを運営します。	こども保育課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもを、児童養護施設*などを利用し、宿泊を伴う預かりを行います。	子育て応援課
地域子育て支援拠点事業* 【再掲】	地域の子育て支援センターで子育て世帯に対して、親子遊びや保護者の交流の場を提供するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。	子育て応援課
公園の確保	子どもを始めとした地域住民の憩いの場やボール遊びなどができる公園を提供します。	都市計画課
公園環境の維持保全	公園利用者に気持ちの安らぎや快適さを感じてもらえるよう、安全で快適な利用環境を提供します。	都市計画課
学校体育施設の開放	町内の小中学校の体育館・武道場・運動場や高校の運動場を一般の方へ継続的に開放します。	生涯学習課

④新・放課後子ども総合プランに基づく取組

放課後児童クラブについては、各小学校区内の児童館^{*}で実施しています。また、放課後子ども教室については、全小学校区に開設しています。

今後は、就労状況にかかわらず、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、様々な体験や活動が行えるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室がより一層連携し、事業を実施していきます。また、引き続き、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業を一緒に行う、「一体型」の実施を検討していく必要があります。

なお、ここでは、次世代育成支援対策推進法^{*}に基づき国が定めた行動計画策定指針に即し、市町村行動計画に盛り込むこととされた「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を以下に記載します。

ア 令和6年度に達成されるべき目標事業量

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後児童クラブ	6か所	6か所	5か所	5か所	4か所
放課後子ども教室きらきらこども	6か所	6か所	5か所	5か所	4か所
放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施	0か所	0か所	1か所	1か所	2か所

イ 具体的な方策

項目	内容
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、連携による実施に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> 一体的な実施は、それぞれの事業の利用状況や余裕教室の状況、住民ニーズなどを考慮して検討していきます。 両事業における活動プログラムの企画段階から両事業の職員がより一層連携し、共通のプログラムをそれぞれ実施します。 両事業の児童と一緒に活動を行うことができるプログラムを充実させ、相互交流を図ります。
教育委員会とこども健康部局の連携方策	定期的に情報共有を図り、両事業の円滑な推進を図ります。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	障がいがあり特別な配慮を必要とする児童の接し方などに関する研修を実施します。
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	利用者のニーズに応じて、長期休業期間の放課後児童クラブの開所時間の延長を検討します。

項目	内容
放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	指導員の資質向上のための研修を行います。
放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	広報紙やホームページによる周知を継続するとともに、各放課後児童クラブが学校や地域などとの連携を図ります。



(2) 子育て支援のネットワークづくり

子育てをする上で不安や悩みを抱える保護者もみられることから、安心して子育てを行っていくための適切な情報を提供するとともに、地域における様々なネットワークを活用していくことが必要です。

子育てに関する情報の提供や自主的なサークル活動への支援を行い、子育てネットワークの形成を促進します。

①子育てに関する活動や事業の情報共有

事業名	事業内容	担当課等
子育て支援サービスの情報提供	各種子育て支援サービスの情報を集約し、広報紙やホームページ、SNS*などを活用し周知します。	人事秘書課 企画情報課 子育て応援課
親子で参加できる事業の情報提供	町の事業を、広報紙、ジョイフル、ホームページ、SNSなどで紹介し、参加できる事業の情報を提供します。	人事秘書課 企画情報課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 生涯学習課

②自主的なサークル活動の支援

事業名	事業内容	担当課等
幼児クラブ・幼児教室	児童館*内で乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する正しい知識の提供と育児不安の解消を図るための支援を行います。	こども保育課
町民活動センター*の活用の推進	子育てに関係する町民の自主的なグループの打合せや活動資料の作成ができる場を提供します。	地域協働課

(3) 家庭や地域での学びの場づくり

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域で子どもが学ぶ機会が減少しています。家庭や地域での学習機会の提供や啓発、交流の機会づくりを行います。

①家庭での学び

事業名	事業内容	担当課等
家庭教育推進事業	明るく温もりのある家庭づくりの中で子どもが健やかに育つように各小学校で講座を開催します。	生涯学習課
エコチャレンジ	各種イベントなどを通じ、リサイクルや省資源・省エネルギーなど、親子で学び、日常生活でエコ活動を啓発します。	環境課
いきいき東郷健康マイレージ	日常生活で気を付けたいことや、地域のイベントへの参加など、取組内容について家庭で考え、健康づくりを実践します。	健康推進課

②地域での学び

事業名	事業内容	担当課等
子どもと高齢者との世代間交流	子どもと高齢者が体験活動などを通じて交流を図るなど、双方の連携により世代間交流を推進します。	高齢者支援課 こども保育課
子どもと文化協会との交流と行事などの伝承	地域の伝統（民俗芸能や祭りなど）の伝承と、子どもたちの参加・体験を推進します。	生涯学習課
食生活改善推進員活動	食生活改善推進員による健康づくりに関する食生活の知識の普及や実践活動を通して、子どもたちに「食」の大切さを伝えます。	健康推進課
公園の確保 【再掲】	子どもを始めとした地域住民の憩いの場やボール遊びなどができる公園を提供します。	都市計画課

3 子どもと親の健康増進

(1) 子どもと母親の健康の確保

子どもが健やかに生まれ成長していくためには、母子保健の充実が不可欠です。産前・産後期の女性は、心身の状態が不安定になりやすい傾向があり、特に初めての妊娠などは妊産婦の不安も大きく、また、出産後は子育てにおける肉体的・精神的負担により、孤独感を感じる場合があります。

妊娠・出産、乳幼児の健やかな成長を支援するため、母子の健康づくりに関する啓発や各種健診、健康相談等を行います。

①産前・産後期における母子の健康確保

事業名	事業内容	担当課等
母子健康手帳交付	交付時に面接を行い、妊娠中の心理状況・家族関係を把握し、妊娠中の生活について保健指導を行います。	健康推進課
妊娠から出産までを快適に過ごすための支援	母子健康手帳交付時の面接において把握した、出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して家庭訪問を行い、安心して妊娠・出産・育児を行えるよう支援します。	健康推進課
職場での妊婦に対する配慮などについての啓発	母子健康手帳交付時、就業中の妊婦に対して母性健康管理指導事項連絡カード※を配布し、職場環境での配慮などを啓発します。	健康推進課
妊婦の喫煙・飲酒率の減少に向けた教育	母子健康手帳交付の際に喫煙・飲酒状況を聞き取り、喫煙者・飲酒者への指導を行うとともに、パパママ教室での喫煙・飲酒についての教育を行います。	健康推進課
母子栄養補給強化事業	栄養の補給を必要とする妊産婦と乳幼児に対し、牛乳などの栄養食品を支給します。	健康推進課
多胎児サポーター等派遣事業 新規 【再掲】	多胎児を育てている家庭に、多胎児サポーターを派遣し、日常的な家事や育児支援、相談などを行います。	子育て応援課 健康推進課

②子どもの健康診査

事業名	事業内容	担当課等
妊産婦・乳児健康診査	妊婦と乳幼児の健康保持・増進や異常の早期発見・早期治療を行うため県内医療機関にて妊婦 14 回・産婦 1 回・乳児 2 回の健康診査を実施します。	健康推進課
4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査	疾病又は異常の早期発見と予防、健全な発育、発達を促すため、身体計測・内科健診・個別相談を行います。	健康推進課
2 歳児歯科健診	2 歳児を対象に歯科健診を行うとともに、1 歳 6 か月児健診で経過観察が必要な子どもに対し保健指導を行います。	健康推進課
歯科衛生士訪問	健診においてむし歯が多い児の家庭に保健師及び歯科衛生士が訪問し、生活習慣や生活環境を整える支援、ブラッシング指導などを行います。	健康推進課
予防接種	予防接種法に基づき、麻しんなどの予防接種を実施します。	健康推進課
保育園保健事業	園児の健康管理のために、内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科健診を行い疾患などがある場合は、早期に対応のための指導を行います。	こども保育課

③健康相談

事業名	事業内容	担当課等
健康づくり地区活動の支援	子育て中の親子のグループに対して健康づくりに関する相談・教育などを行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問） 【再掲】	出生後 1 か月から 2 か月の間に全家庭を訪問し、子どもの健康発達状態を把握し、必要な育児指導を行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	家庭での養育上の問題を抱え、支援が必要な家庭を早期に把握し、一般の子育て施策を利用できる段階に至るまで、個別の状況に応じた支援計画を作成し、支援チームを編成して対応します。	子育て応援課 健康推進課
育児相談・栄養相談 【再掲】	赤ちゃん相談・離乳食相談・育児相談・栄養相談・お誕生日相談により、育児についての不安の解消や児の順調な発育を促すための助言指導を行います。	健康推進課
双子交流会 【再掲】	多胎児を育てている保護者同士の交流の場の提供と育児に関する指導を行います。	健康推進課

④医療費などの助成

事業名	事業内容	担当課等
子ども医療費の支給	子どもが医療機関などにかかったときの医療費（保険診療の自己負担分）を支給します。	保険医療課
一般不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
特定不妊治療費助成	特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	健康推進課
不育症治療費助成	不育症による流産などに不安を抱える夫婦に対し、不育症治療に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
養育医療給付	未熟児の養育に必要な医療の給付を行い、又は医療に要する費用を支給します。	保険医療課
出産一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したときの一時金を支給します。	保険医療課

⑤食育の推進

事業名	事業内容	担当課等
いきいき東郷 21（東郷町健康づくり・食育推進計画）の推進	いきいき東郷 21（東郷町健康づくり・食育推進計画）に基づく各種施策を推進していきます。	健康推進課
アレルギーフリー給食	保育園及び学校で、アレルギーフリー給食の日を実施し、全ての子どもが同じ給食を楽しむ時間をつくります。	給食センター

(2) 小児医療の充実

安心して子育てを行っていくためには、小児医療や救急医療の体制が整っていることが重要となります。

子どもが病気の際にも適切な医療や保育が受けられるよう小児医療の充実を図ります。

①病児・病後児の対応

事業名	事業内容	担当課等
病児・病後児保育事業 【再掲】	保護者の仕事などの理由により、病気や病後の子どもを預かる病児・病後児保育事業を推進します。	こども保育課

②小児医療体制

事業名	事業内容	担当課等
休日・夜間の小児救急医療機関の情報提供	広報紙、ホームページなどで紹介するとともに、よりわかりやすい情報を提供します。	健康推進課



4 子どもの健やかな成長

(1) 豊かな心と健やかな体を持つ元気な子どもの育成

心身ともに元気に子どもが育つことは、保護者の願いです。

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、各種健康診査の場、子育て支援センターや保育所、幼稚園、学校等も活用して、普及啓発します。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトとなることを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し周知します。

子どもの健全な育成に向けて、教育文化事業の充実や主体的に参加できる活動の機会を提供します。

また、ボランティアや社会福祉活動などを通じて豊かな心を育みます。

①子どもに対する教育文化事業

事業名	事業内容	担当課等
子ども向け事業の開催	公民館などにおいて、子どもが参加できる事業を開催します。	生涯学習課
子どもが参加できる事業の開催	音楽祭など、子どもが参加できる事業を開催することで、子どもの育成を推進し、才能発揮やふれあいを図ります。	生涯学習課
図書館行事	読み聞かせやお楽しみ会など、子どもや子育てサークルのメンバーが参加できる催しを充実します。	生涯学習課
体力づくりの推進	毎月第3日曜日を「家族体力づくりの日」として、各小学校の体育施設で総合型地域スポーツクラブ「TOGOスポーツクラブ」の活動を実施します。	生涯学習課
幼児期の体力づくり	運動好きな子どもたちを育むため、子どもへの指導、親子体操や保育士研修などを実施します。	こども保育課
ふるさと意識の醸成	子どもたちが将来、ふるさと東郷を誇りに思えるよう、ふるさと意識を醸成するため、保育園や児童館*において民謡「東郷音頭*」の歌と踊りを取り入れます。	こども保育課
子どもと文化協会との交流と行事などの伝承【再掲】	地域の伝統（民俗芸能や祭りなど）の伝承と、子どもたちの参加・体験を推進します。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課等
国際交流活動支援事業	国際感覚豊かな子どもたちを育てるとともに異文化理解及び多文化共生社会の実現に向けた、諸活動を推進します。	地域協働課
まつりの実施	全町を挙げてまつりを創出し、「ふるさと東郷」を浸透させるために「文化産業まつり」「納涼まつり」を開催します。	産業振興課 生涯学習課
NPOなどが行う子どもたちのための活動の支援	NPOやボランティアが行う子どもたちのための活動を支援します。	地域協働課
子ども議会	未来を担う子どもたちが、住民生活と行政とのかかわりや町が直面する様々な課題について考える機会をつくとともに、町民としての自覚と郷土を愛する心を育成します。	企画情報課 学校教育課 議会事務局
移動児童館※	中学生・高校生に限定した遊びや運動ができるイベントを開催し、中学生・高校生の活動の場を提供します。	こども保育課

②子どもの自主的な活動を通じた健全育成

事業名	事業内容	担当課等
子ども会活動の支援	東郷町子ども会連絡協議会を中心に、地域の子ども会を支援するとともにジュニアリーダー※を育成します。	子育て応援課
子どもによるイベントの企画	楽しい思い出と今後の意欲につながる体験として、子どもたちが中心となって企画する「じどうかんこどもまつり」などを開催します。	こども保育課
児童館ジュニアサポーター	中学生・高校生が、児童館活動について、自主的に考え行動する活動を支援します。	こども保育課

③子どもの健全育成に向けた環境づくり

事業名	事業内容	担当課等
子どもの権利の保障	子どもの権利、大人や事業者などの責務を定めた「東郷町子ども条例」の周知啓発を行います。	子育て応援課
子どもの権利の侵害に関する相談	子ども自身がつらいことがあった時に相談できる窓口を設置し、子どもの悩みや不安に対応します。	子育て応援課
青少年健全育成に関する啓発活動	青少年の健全な成長を援助するとともに、各地区における啓発事業を実施します。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課等
いじめ防止対策	いじめを防止するため、東郷町いじめ問題対策連絡協議会を定期的を開催し、関係機関で情報を共有します。	学校教育課
支援を必要とする家庭の早期把握	妊娠・出産・育児期に支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、所属機関での早期発見に努め、虐待の発生を予防します。	こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課

④助け合いの心を育む事業

事業名	事業内容	担当課等
子育て支援ボランティア活動の支援 【再掲】	読み聞かせや子育てサロン*などに関する知識と技術を提供するとともに、それぞれのボランティア活動の支援や助成なども含めて行います。	社会福祉協議会
社会福祉協力校事業	児童生徒が障がい者や高齢者などとの交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げ「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育むことを契機とするために開催します。	社会福祉協議会
青少年ボランティア福祉体験学習	将来の社会を担う中高生などを対象に地域や社会福祉施設などでボランティア体験学習を実施することにより、福祉の課題に気づき、地域社会とのかかわり・交流の中から地域の一員として自覚が芽生えるような「きっかけづくり」をします。	社会福祉協議会

⑤世代間交流の促進

事業名	事業内容	担当課等
子どもと高齢者との世代間交流 【再掲】	子どもと高齢者が体験活動などを通じて交流を図るなど、双方の連携により世代間交流を推進します。	高齢者支援課 こども保育課
保育園ふれあい交流	地域に根差した保育園を目指し、保育園に在園していない乳幼児や地域の高齢者を保育園に招き、地域の人と保育園との交流を促進します。	こども保育課

(2) 子どもへの教育の充実

次代の担い手である子どもの生きる力を伸ばすことができるよう、学校教育環境等の整備を推進するとともに、子どもたちの健やかな心身の発達を促します。

①教育環境等の整備

事業名	事業内容	担当課等
外国青年招致事業（JETプログラム）の活用	外国青年招致事業（JETプログラム）を活用した外国語指導助手を各小中学校に配置し、児童生徒の国際交流を促進します。	学校教育課
学校図書館の整備	小中学校の図書館に学校図書館司書教諭補助員を配置し、読書環境の充実を図ります。	学校教育課
学校施設の改善	学校施設長寿命化計画に基づき、学校校舎の大規模改造、トイレ洋式化を進め、教育環境の改善を図ります。	学校教育課
放課後の学習推進事業 新規	放課後子ども教室などで、児童生徒に学習機会を提供し、学びを支援します。	こども保育課

②豊かな心と健やかな体を育む事業

事業名	事業内容	担当課等
園児と中高生との交流事業	赤ちゃんをかわいい、大切にしたいと思えるように、園児と中高生との交流を積極的に持ち、幼い子どもとの関わりを深める体験学習を実施します。	こども保育課
児童館*リズム運動	児童館で子どもがリズムに合わせて運動するイベントを実施し、子どもの運動する機会を提供します。	こども保育課

5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進に当たっては、県が行う施策との連携を図るとともに、各施策における関係機関との連携を密にして展開します。

なお、ここでは、子ども・子育て支援法*第 61 条第 3 項第 2 号に規定する「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携」に関する事項について併せて記載しています。

(1) 児童虐待*防止対策の充実

育児への不安などから児童虐待は依然としてなくなり、児童虐待の防止に向けた取組の充実が求められています。

児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行います。

また、児童虐待が起こらないための取組や児童虐待が起こった場合にも早期に発見し、対策ができるように関係機関と連携して取り組みます。

①児童虐待の防止・早期発見・早期対応

事業名	事業内容	担当課等
子ども家庭総合支援拠点の設置 新規	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークにより助言・支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。	子育て応援課
児童虐待防止対策	児童相談所などの関係機関を構成員とした要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の防止・早期発見・早期対応と児童問題に対する適切な対応を図るための体制を充実します。	福祉課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
支援を必要とする家庭の早期把握 【再掲】	妊娠・出産・育児期に支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、所属機関での早期発見に努め、虐待の発生を予防します。	こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
児童委員活動	要保護・要支援児童への対応や児童虐待の早期発見・早期対応のための活動を行います。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課等
所在不明児童対策	所在不明児童に関する情報を庁内の関係部門で共有し、虐待の予防と早期発見、保健福祉サービスの適切な利用につなげます。	福祉課 住民課 保険医療課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
養育支援訪問事業 【再掲】	家庭での養育上の問題を抱え、支援が必要な家庭を早期に把握し、一般の子育て施策を利用できる段階に至るまで、個別の状況に応じた支援計画を作成し、支援チームを編成して対応します。	子育て応援課 健康推進課

(2) 悩みを抱える親子への相談援助体制の充実

日常生活や学校生活で悩みを抱え、支援を求めている子どもやその保護者もみられます。

相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努め、いじめなどで悩みを抱える子どもやその保護者に対する相談体制の充実を図ります。

①子どもに関する相談の充実

事業名	事業内容	担当課等
子ども相談	いじめや子育てなどに悩みを抱える子どもやその保護者からの相談に対応します。	子育て応援課
子どもの権利の侵害に関する相談 【再掲】	子ども自身がつらいことがあった時に相談できる窓口を設置し、子どもの悩みや不安に対応します。	子育て応援課
児童生徒・保護者への相談体制	スクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラー*、心の教室相談員*を配置します。	学校教育課
不登校児童生徒への支援	不登校の児童生徒が学校に復帰できるよう、ハートフル東郷で相談・学習指導・適応指導を実施します。	学校教育課

(3) 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその家庭に対する支援の充実

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその保護者が地域で安心して生活できるよう、支援やサービスの充実を図ります。

医療的ケア児*が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築へ向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を推進します。

また、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもへの対応は、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、子どもたち一人一人の教育ニーズに応じた適切な教育上の支援を行います。

①子どもの発達に応じた支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
児童発達支援事業所* ハーモニー	ことばや発達、行動などに遅れのある乳幼児に対して、子育てや指導について母親と一緒に考えながら、単独通所も含めて児童の自立を図ります。	こども保育課
らっこ教室（療育事業支援）	児童発達支援事業所ハーモニーにおいて、発達のゆるやかな児を対象に、週1回子育てを支援する教室を行います。	こども保育課
なかよし教室 【再掲】	1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診時、言語発達遅滞や発達特性のある子どもと育児不安のある保護者を対象に事後教室を行います。	子育て応援課 健康推進課
すくすく発達相談	保護者へのアンケートを基に、行動観察や必要に応じて発達検査を実施し、必要な支援を保護者に提案するとともに、就学に向け小学校との連携を図ります。	健康推進課
ことばの相談 【再掲】	言語発達面において遅れがあるなど、子どもの発達について心配がある保護者や育児不安を訴える保護者に対し、心理相談員による相談を行います。	健康推進課
4歳・5歳児発達相談 【再掲】	発達に心配のある子どもの保護者への育児支援を行います。	健康推進課
障がい児対応保育事業 【再掲】	障がい児に対する保育の充実を図ります。	こども保育課
療育事業支援と療育関係者との連携	児童発達支援事業所ハーモニー・らっこ教室・なかよし教室の利用者を把握するとともに、療育担当者との定期的なケース連絡を図ります。	こども保育課 子育て応援課 健康推進課

事業名	事業内容	担当課等
医療的ケア児 [※] への支援の推進 新規	医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関において協議し、支援体制の充実に努めます。	福祉課 保険医療課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置 新規	医療的ケア児に対する相談を行うとともに、必要な支援やサービスの利用につながるよう関係機関との連携や調整を行うコーディネーターを配置します。	子育て応援課 健康推進課

②障がい福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課等
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づく各種施策を推進していきます。	福祉課 子育て応援課
児童発達支援センターの設置 新規	発達に支援が必要な子どもに対し、切れ目ない療育支援体制を提供するため、専門的機能を持ち地域における中核的な役割を持つ支援施設として、相談支援や障害児通所支援等を実施する児童発達支援センターを設置します。	こども保育課 子育て応援課

③障がいのある子どもの社会参加の促進

事業名	事業内容	担当課等
障がいのある人の交流事業	障がいのある人に社会参加の機会をつくり、お互いの親睦と健康の維持・増進を図ります。	福祉課 子育て応援課

(4) ひとり親家庭や子どもの貧困に対する支援の推進

ひとり親家庭や生活困窮家庭が、子育てや自立した生活を行えるように支援していくことが重要です。

経済的支援や生活に関する支援を行うとともに、貧困の連鎖防止への取組を行います。

①ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容	担当課等
女性相談	女性の抱える諸問題に対する相談・助言を行います。	子育て応援課
自立・就業支援	ひとり親家庭の自立のために就業の相談・斡旋を行います。	子育て応援課
母子・父子家庭医療費の支給	ひとり親家庭の方が医療機関などにかかったときの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	保険医療課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全育成のために「児童扶養手当法」に基づく手当の支給に関する事務を行います。	子育て応援課
県遺児手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全育成のために「愛知県遺児手当支給規則」に基づく手当の支給に関する事務を行います。	子育て応援課
町遺児手当の支給	ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるように子どもを養育している人に手当を支給し、家庭における経済的負担を軽減します。	子育て応援課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の方が自立を図り、家庭生活と職業生活の安定と向上に努めるため、また、児童の福祉増進のために「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付に関する事務を行います。	子育て応援課
保育園入所への配慮	ひとり親家庭の子どもの保育園への入所に当たり、優先的に利用できるよう配慮します。	こども保育課
放課後児童クラブ利用への配慮	ひとり親家庭の子どもの放課後児童クラブの利用に当たり、優先的に利用できるよう配慮します。	こども保育課

②子どもの貧困に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
小中学校就学援助	低所得者の世帯に対して学校経費の援助を行います。	学校教育課
貧困の連鎖防止	貧困の連鎖防止の取組として、生活困窮世帯の子どもに対し、日常的な生活習慣の取得や高校中退防止の支援等を行います。	社会福祉協議会 福祉課 子育て応援課 学校教育課
子ども食堂*の立ち上げに向けた支援	地域住民や NPO などによる子ども食堂の立ち上げを支援します。	子育て応援課



6 仕事と子育ての両立の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援の充実を図っていくためには、仕事と生活の調和を求めるワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

仕事と子育てを両立する上で、保育環境や放課後の居場所づくりの充実に加え、子育てしやすい職場環境を確保していく必要があります。

県や事業者、子育て支援に取り組む団体などと連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発や仕事と子育ての両立に向けた基盤の整備を行います。

なお、ここでは、子ども・子育て支援法^{*}第 61 条第 3 項第 3 号に規定する「労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」に関する事項について併せて記載しています。

①仕事と子育ての両立のための情報提供・啓発

事業名	事業内容	担当課等
住民への情報提供と意識啓発	情報誌などを通して「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に関わる情報を提供します。	地域協働課
事業者への情報提供と意識啓発	男女が家庭生活と地域や職場などでの活動を両立することができるよう、事業者に対して、子育てしやすい職場環境の推進に関する啓発を行います。	地域協働課 産業振興課
職場での妊婦に対する配慮などについての啓発【再掲】	母子健康手帳交付時、就業中の妊婦に対して母性健康管理指導事項連絡カード [*] を配布し、職場環境での配慮などを啓発します。	健康推進課
保護者の就労・再就職の支援	就労・キャリアアップを希望する女性の支援や、一つの就労形態として「起業」の方法を学ぶ場の提供等、子育てしながら働くことのできる環境づくりを支援します。	地域協働課 産業振興課

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	担当課等
休日保育の充実 新規	多様な就労形態に対応するため、保育園の土日祝日の開設をすすめ、就労世帯を支援します。	こども保育課
保育施設の整備【再掲】	園児の健全な育成を図るための施設を質的に充実するとともに、保育所等長寿命化計画に基づき、計画的な整備を図ります。	こども保育課

事業名	事業内容	担当課等
乳幼児保育事業 【再掲】	待機児童の解消に向け、3歳未満児を対象とした保育サービスを拡大します。	こども保育課
延長保育事業 【再掲】	保育所の通常の開設時間外の保育ニーズへの対応を図ります。	こども保育課
障がい児対応保育事業 【再掲】	障がい児に対する保育の充実を図ります。	こども保育課
一時預かり事業 【再掲】	保護者の就業形態、疾病、入院、育児疲れなどの私的な理由により、一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育を行います。	こども保育課
病児・病後児保育事業 【再掲】	保護者の仕事などの理由により、病気や病後の子どもを預かる病児・病後児保育事業を推進します。	こども保育課
放課後児童クラブ 【再掲】	昼間、仕事などの理由により保護者が家庭にいない小学生に授業終了後、児童館*で生活や遊びを指導し、児童の健全育成を図ります。	こども保育課
ファミリー・サポート事業 【再掲】	子育ての援助をして欲しい人と子育ての援助をしたい人が会員になり、互いに助け合う会員組織の事業を普及します。	子育て応援課

③職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	事業内容	担当課等
労働相談	社会保険労務士による職場での悩みごとや困りごとなどの相談を行います。	産業振興課
事業者に対する「仕事と生活の調和」の奨励	次世代育成支援について優れた取組を行っている事業者の事例紹介など、事業者の仕事と生活の調和を奨励します。	地域協働課
町職員における「仕事と生活の調和」の推進	町職員に対して育児休業*や年次有給休暇の取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の調和を可能にする職場環境の整備を行います。	人事秘書課

7 子育てしやすい生活環境の確保

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

安心して子育てができるまちとなるために、公園や生活環境などハード面での整備の充実を図っていくことが必要です。

元気に子どもが遊べる場所の確保など、子育てしやすい安全・安心なまちづくりに取り組みます。

①安全な子どもの遊び場や公共施設の整備

事業名	事業内容	担当課等
公園の確保 【再掲】	子どもを始めとした地域住民の憩いの場やボール遊びなどができる公園を提供します。	都市計画課
公園環境の維持保全 【再掲】	公園利用者に気持ちの安らぎや快適さを感じてもらえるよう、安全で快適な利用環境を提供します。	都市計画課
子育て世帯にやさしい 公共施設の整備	授乳室の設置や子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備など、子どもや子ども連れ、ベビーカーなどにも配慮した公共施設の整備を行います。	関係各課

②安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課等
交通安全施設の整備	一般道の安全点検をし、道路照明灯や道路標識など関係機関（警察署）と協議し、整備を推進します。	安全安心課 建設課
通学路の点検・整備	通学路の安全点検を行い、安全・安心な歩行空間に向けた必要な整備を行います。	安全安心課 建設課 学校教育課
キッズゾーン*の点検・ 整備 新規	保育所などが行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、必要な整備を行います。	安全安心課 建設課 こども保育課
安全で歩きやすい道路 の整備	歩道のバリアフリー化、ガードレールや街路灯の整備、安全点検等、子どもや子ども連れなど、誰もが安全で安心して通行できる道路交通環境を整備します。	安全安心課 建設課

(2) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪や交通事故から守るための活動を推進することが必要です。
関係機関と連携した防犯活動や交通安全活動に取り組みます。

①子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課等
防犯活動の推進	地域と連携した防犯パトロールや防犯教室を開催し、広報紙や広報車による広報活動などの防犯に関する啓発活動を行います。	安全安心課
不審者情報の発信	警察や学校からの不審者の情報を、地域や保護者の方に提供し、地域の安全確保に努め、防犯対策の充実に努めます。	安全安心課 こども保育課 学校教育課
インターネットの適正利用の啓発	スマートフォンなどの情報機器が普及する中、インターネットの適切で安全・安心な利用に関する啓発を行います。	こども保育課 学校教育課
社会を明るくする運動の推進	犯罪と非行のない明るい社会を築こうと活動している運動を推進します。	福祉課

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

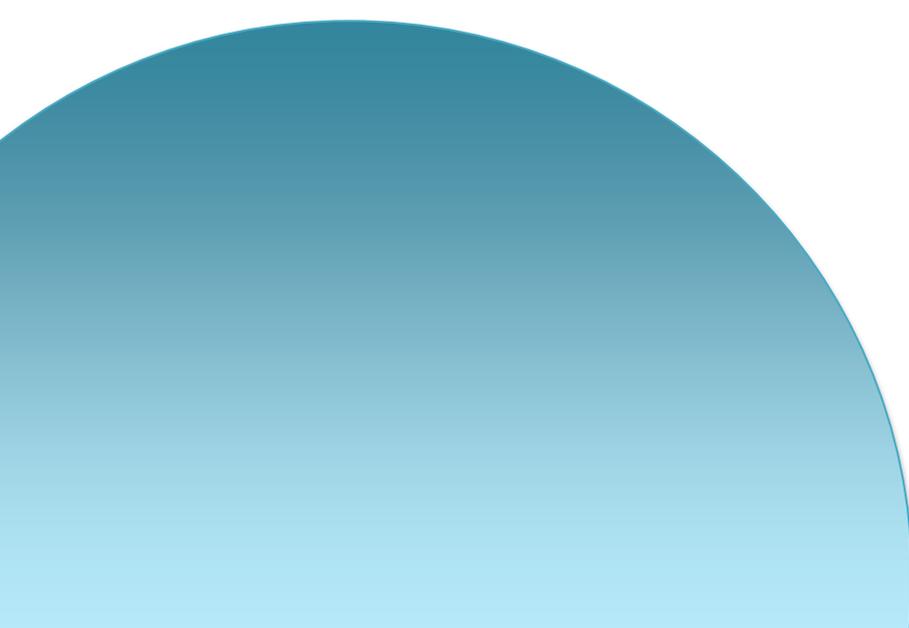
事業名	事業内容	担当課等
登下校時の安全の確保	交通指導員を始め、関係機関と連携・協力し、児童生徒の登下校時の安全を確保します。	安全安心課
交通安全教育の推進と広報・啓発	交通安全教室を開催するとともに、交通安全運動期間において、広報・街頭監視活動を行います。	安全安心課





第5章

教育・保育と子ども・子育て支援事業
の量の見込みと確保方策



第5章

教育・保育と子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

この章では、子ども・子育て支援法*第 61 条第 1 項第 1 号に規定する「教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策」及び同項第 2 号に規定する「教育・保育提供区域ごとの子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について記載しています。

1 教育・保育の提供区域設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町においては、町域の広さや利用に当たっての需給調整を踏まえ、町全域を提供区域に設定します。

また、放課後児童健全育成事業については、小学校区単位での利用としていることから、小学校区を提供区域とします。

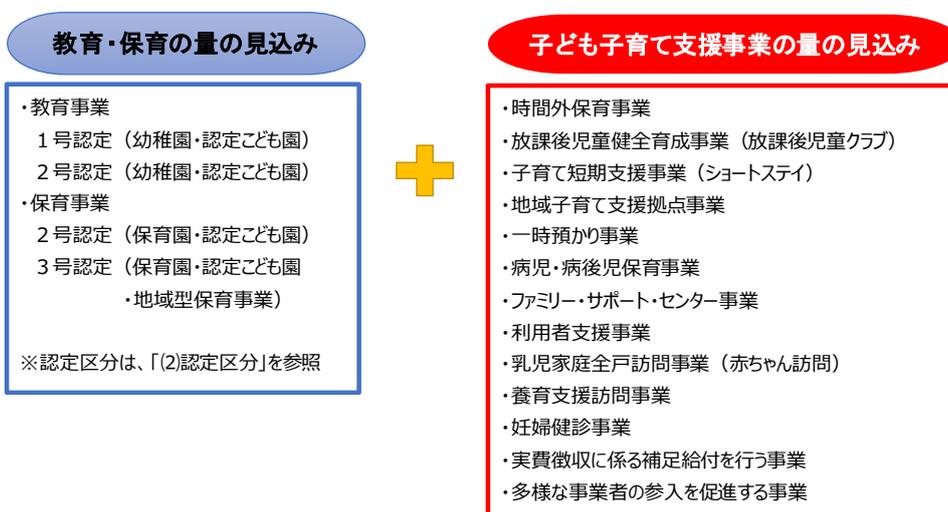


2 量の見込みの算出

(1) 量の見込みの算出

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を把握した上で、5年間の「教育・保育」と「子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保方策やその提供時期などを盛り込むこととされています。

本町においても、平成30年度に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを算出しています



(2) 認定区分

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者からの申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性に応じた「認定」を行う仕組みとなっています。

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり (教育ニーズあり)	保育の必要性あり (教育ニーズなし)	保育の必要性あり
利用 可能 施設	幼稚園				
	保育園				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

(3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法^{*}の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されています。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります。

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設型給付 ○ 保育所 ○ 認定こども園 ○ 幼稚園 ■ 地域型保育給付 ○ 小規模保育 (利用定員：6人以上・19人以下) ○ 家庭的保育 (利用定員：5人以下) ○ 居宅訪問型保育 ○ 事業所内保育 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設等利用費 ○ 認定こども園 (国立・公立大学法人立) ○ 幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園) ○ 特別支援学校 ○ 預かり保育事業 ○ 認可外保育施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり事業 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
現金給付	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童手当 	

◆施設等利用給付認定

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです。

教育・保育の量の見込みのうち、確認を受けない幼稚園などの施設の利用者に給付されます。

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、 保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病 後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み（人）		546	529	534	535	553
	1号認定	434	420	424	425	439
	2号認定	112	109	110	110	114
B 他市町村の子ども（人）		10	10	10	10	10
C 確保の内容（人）		620	620	620	620	620
町内	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	本町 300 他市町村 10				
町外	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	310	310	310	310	310
C - (A + B)（人）		64	81	76	75	57

※各年の入園に係る人数

※近隣市との広域調整

町内利用（日進市（10））、町外利用（日進市（50）、豊明市（80）みよし市（180））

【確保の内容】

幼稚園は、町内に1園あり、認定こども園^{*}はありません。町内の施設では提供体制が確保されない状況にあり、近隣市との広域調整によって確保します。

(2) 保育事業【2号認定（3～5歳児）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み（人）	690	668	675	678	700
B 確保の内容（人） （保育園）	877	877	877	877	877
B - A（人）	187	209	202	199	177

※各年の入園に係る人数

【確保の内容】

保育園は町内に11施設あり、3～5歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについても微増傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

現在、町内に認定こども園^{*}はありませんが、今後のニーズの多様化や拡大があった場合、必要に応じて認定こども園への移行を含めて検討していきます。

(3) 保育事業【3号認定（0～2歳児）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み（人）	380	394	380	380	380
B 確保の内容（人）	405	405	405	405	405
保育園	343	343	343	343	343
地域型保育事業 [*]	62	62	62	62	62
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B - A（人）	25	11	25	25	25

※各年の入園に係る人数

【確保の内容】

保育園は町内に11施設あり、0～2歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについては微増傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

過去の3歳未満の子どもの数全体に対する保育の利用率から計画期間内の目標値について次のように設定し、確保の内容を定めています。

◆3歳未満の子どもの保育の利用率の目標値

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 3歳未満の子どものうち保育 を利用する子どもの数(人)	380	394	380	380	380
B 3歳未満の子どもの数全体 (人)	1,182	1,213	1,189	1,179	1,179
A/B (%)	32.1	32.5	32.0	32.2	32.2

◆年齢区分別の内訳

①保育事業【3号認定(0歳児)】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み(人)	65	65	65	64	64
B 確保の内容(人)	72	72	72	72	72
保育園	51	51	51	51	51
地域型保育事業※	21	21	21	21	21
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B - A (人)	7	7	7	8	8

※各年の入園に係る人数

②保育事業【3号認定(1~2歳児)】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み(人)	315	329	315	316	316
B 確保の内容(人)	333	333	333	333	333
保育園	292	292	292	292	292
地域型保育事業	41	41	41	41	41
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B - A (人)	18	4	18	17	17

※各年の入園に係る人数

4 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開設時間以外の時間（午後6時以降）に、保育園などにおいて保育を実施する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	138	138	137	137	139
B確保の内容（人）	242	240	235	234	232
B - A（人）	104	102	98	97	93

※月平均利用人数

【確保の内容】

現状の運営で支障は無く、今後の量の見込みについても横ばい傾向で推移することから、延長保育を実施する保育園で必要な事業量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保育認定を受けた子どもについて、通常の開設時間以外の時間（午後6時以降）に、保育園などにおいて保育を実施する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	393	390	381	378	372
1年生	125	125	121	123	121
2年生	106	105	102	103	100
3年生	83	82	80	79	78
4年生	50	49	49	45	45
5年生	20	20	20	19	19
6年生	9	9	9	9	9
B確保の内容（人）	450	452	452	452	454
B - A（人）	57	62	71	74	82

※各年の入所に係る人数

【確保の内容】

放課後児童クラブは、町内に6施設あり、全ての小学校区で実施しています。一部の小学校区で利用定員に達する見込みがあり、定員を超える申し込みがあった場合には、申請状況を考慮し、弾力的に受け入れを行うこととします。

①東郷小学校区（中部児童館）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	61	62	61	59	53
1年生	17	18	17	17	15
2年生	20	20	20	19	16
3年生	12	12	12	11	10
4年生	5	5	5	5	5
5年生	6	6	6	6	6
6年生	1	1	1	1	1
B確保の内容（人）	70	70	70	70	70
B - A（人）	9	8	9	11	17

②春木台小学校区（南部児童館）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	63	64	59	57	52
1年生	17	17	15	15	13
2年生	18	18	16	16	14
3年生	16	16	15	14	13
4年生	10	11	11	10	10
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
B確保の内容（人）	70	70	70	70	70
B - A（人）	7	6	11	13	18

③諸輪小学校区（東部児童館）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	52	50	48	47	47
1年生	10	10	9	9	9
2年生	15	15	14	14	14
3年生	17	16	15	15	15
4年生	6	5	6	5	5
5年生	2	2	2	2	2
6年生	2	2	2	2	2
B確保の内容（人）	70	70	70	70	70
B - A（人）	18	20	22	23	23

④音貝小学校区（西部児童館）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	51	51	48	49	49
1年生	17	17	16	17	17
2年生	14	14	13	14	14
3年生	9	9	9	9	9
4年生	9	9	8	7	7
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
B確保の内容（人）	70	70	70	70	70
B - A（人）	19	19	22	21	21

⑤高嶺小学校区（北部児童館）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	72	70	71	72	74
1年生	24	24	24	25	26
2年生	21	20	21	22	23
3年生	12	12	12	13	13
4年生	8	7	7	6	6
5年生	6	6	6	5	5
6年生	1	1	1	1	1
B確保の内容（人）	70	72	72	72	74
B - A（人）	▲2	2	1	0	0

⑥兵庫小学校区（兵庫児童館）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込（人）	94	93	94	94	97
1年生	40	39	40	40	41
2年生	18	18	18	18	19
3年生	17	17	17	17	18
4年生	12	12	12	12	12
5年生	4	4	4	4	4
6年生	3	3	3	3	3
B確保の内容（人）	100	100	100	100	100
B - A（人）	6	7	6	6	3

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設*など宿泊を伴う預かりを行う事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込（人）	0	0	0	0	0
B 確保の内容（人）	7	7	7	7	7
B - A（人）	7	7	7	7	7

※年間利用人数

【確保の内容】

これまで利用実績が無く、量の見込みも0人としています。

現在、乳児院1か所（名古屋市）、児童養護施設2か所（日進市、長久手市）と委託契約をし、必要に応じて対応できる体制を確保しています。

(4) 地域子育て支援拠点事業*

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込（人）	1,058	1,086	1,058	1,056	1,056
B 確保の内容 （施設のか所数）	3	3	3	3	3

※月平均利用人数

【確保の内容】

現在、町内3か所の子育て支援センターで実施しており、今後の利用者も横ばい傾向で推移することから、現状の体制で大きな支障が無く、十分な提供体制が確保されます。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

①幼稚園における一時預かり

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在籍園児を対象とした事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込(人)	254	246	248	249	257
1号認定による利用	254	246	248	249	257
2号認定による利用	0	0	0	0	0
B確保の内容(人)	254	246	248	249	257
B-A(人)	0	0	0	0	0

※年間利用人数

【確保の内容】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設で十分な提供体制が確保されています。

②その他の一時預かり

保育園などでの一時保育やファミリー・サポート事業などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込(人)	2,580	2,578	2,550	2,457	2,592
B確保の内容(人)	4,655	4,610	4,502	4,488	4,455
B-A(人)	2,075	2,032	1,952	2,031	1,863

※年間利用人数

【確保の内容】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設で十分な提供体制が確保されています。

(6) 病児・病後児保育

病気又は病気の回復期にある子どもについて、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込(人)	173	172	170	170	173
B確保の内容(人)	200	200	200	200	200
B-A(人)	27	28	30	30	27

※年間利用人数

【確保の内容】

日進市内の施設を利用しており、十分な提供体制が確保されています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生などの子どもを有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなど援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込(人)	651	640	639	630	621
B確保の内容(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
B-A(人)	349	360	361	370	379

※年間利用人数(就学児のみ)

【確保の内容】

提供体制は確保されていますが、援助会員数の不足が生じないように、援助会員を確保し、提供体制を充実します。

(8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設^{*}や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (か所)	2	2	2	2	2
B 確保の内容 (か所)	2	2	2	2	2
B - A (か所)	0	0	0	0	0

【確保の内容】

健康推進課、子育て応援課を相談の窓口として、各種情報提供や相談・助言などを行っていることから、十分な提供体制が確保されています。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込 (人)		373	370	371	368	368
確保の内容	実施体制	助産師 2 人 保健師 7 人				
	実施機関	直営	直営	直営	直営	直営

※年間訪問人数

【確保の内容】

全戸訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持し実施します。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込(人)			30	30	30	30	30
確保の内容	専門的 相談支援	実施体制	保健師7人	保健師7人	保健師7人	保健師7人	保健師7人
		実施機関	直営	直営	直営	直営	直営
	育児家事 援助	実施体制	-	-	-	-	-
		実施機関	委託	委託	委託	委託	委託

※年間訪問人数

【確保の内容】

養育支援が必要な全ての家庭への訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持し実施します。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込(人)		373	370	371	368	368
健診回数		4,799	4,761	4,774	4,735	4,735
確保の内容	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施機関	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一	県内統一	県内統一	県内統一	県内統一
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

※年間受診人数

※健診回数は、年間延べ回数

【確保の内容】

全員受診を基本とするため、県医師会と協力しながら、現在の提供体制を維持し実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用の全部又は一部を助成する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込(人)	50	50	50	50	50
B確保の内容(人)	50	50	50	50	50
B-A(人)	0	0	0	0	0

※年間給付人数

【確保の内容】

低所得者世帯や第3子以降の子どものいる世帯の負担軽減を図るため、事業を実施します。

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業

【確保方策】

今後待機児童が発生する可能性があることから、教育・保育施設^{*}の提供体制の更なる充実を図るため、事業の実施について検討します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の授業料、幼稚園や認定子ども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、年4回の支給を目安とし、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。





第6章
計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

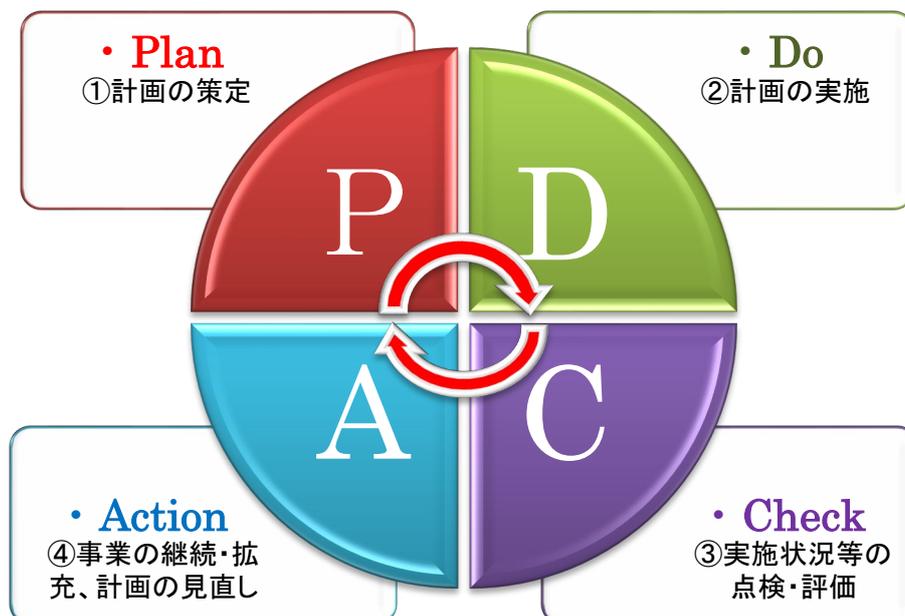
本計画は、子ども・子育て支援法^{*}に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法^{*}に基づく市町村行動計画を兼ねており、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、東郷町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援に関わる家庭を始めとした、教育・保育施設^{*}、学校、地域、事業者、その他関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。

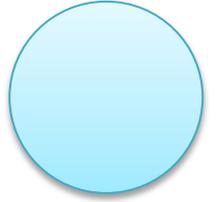
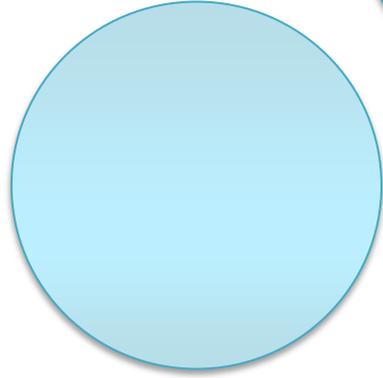
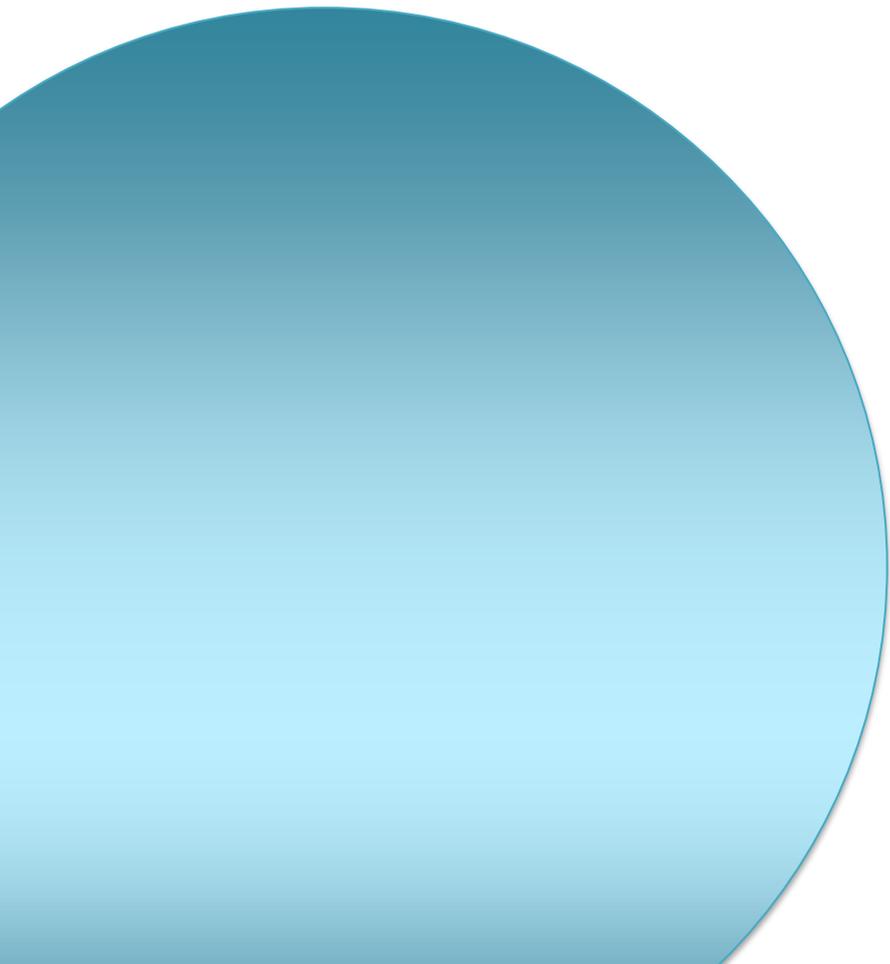
また、本計画を町民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や基本的な視点、各種施策などを広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口などにおいて情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの子ども・子育てに関する情報についても周知・啓発を図ります。

2 計画の点検・評価

本計画で定める各種施策の推進については、実効性を高めるため、東郷町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。





1 計画の策定経過

年月日	内容
平成 30 年 10 月 9 日	<p>平成 30 年度第 1 回東郷町子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東郷町子ども・子育て支援事業計画について ・次期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・ニーズ調査の実施について
平成 30 年 11 月 9 日 ～11 月 30 日	アンケート調査の実施
平成 31 年 3 月 14 日	<p>平成 30 年度第 2 回東郷町子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確保の内容及び量の見込みの変更について ・量の見込みの実績について ・アンケート調査の結果について
令和元年 8 月 6 日	<p>令和元年度第 1 回東郷町子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東郷町子ども・子育て支援事業計画の評価について ・次期子ども・子育て支援事業計画の事業量見込みについて ・次期子ども・子育て支援事業計画の概要と現状について
令和元年 10 月 29 日	<p>令和元年度第 2 回東郷町子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期子ども・子育て支援事業計画の基本理念と施策の方向（案）について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の施策の展開（案）について
令和元年 12 月 12 日	<p>令和元年度第 3 回東郷町子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期東郷町子ども・子育て支援事業計画 教育・保育の量の見込みと確保方策（案）について ・第 2 期東郷町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・第 2 期東郷町子ども・子育て支援事業計画基本理念（スローガン）について
令和 2 年 1 月 31 日 ～ 2 月 21 日	パブリックコメントの実施

2 東郷町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、東郷町子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、東郷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初の子ども・子育て会議は、町長が招集する。

2 子ども・子育て会議の議長は、会長をもって充てる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(最初に任命される委員の任期)
- 2 この条例の施行後最初に任命される子ども・子育て会議の委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
(東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年東郷町条例第18号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

3 東郷町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属団体等
天野 恵利子	東郷町民生委員・児童委員協議会
井口 真治	東郷町子ども会育成会連絡協議会
蛭谷 淳二郎	東郷町小中学校PTA連絡協議会 ※～R1.5.6
菊地 真理	保育園入所児童の父母
近藤 小夜子	学識経験者（会長）
酒井 保幸	東郷町小中学校長会 ※H31.4.1～
杉原 辰幸	東郷町社会福祉協議会（会長職務代理） ※R1.6.13～
鈴木 真紀	東郷町小中学校PTA連絡協議会 ※R1.5.7～
土屋 桂子	とうごうファミリー・サポート援助会員
新名 伊津子	放課後児童クラブ入所児童の父母 ※～H31.3.31
深谷 正勝	東郷町小中学校長会 ※～H31.3.31
福井 美奈子	放課後児童クラブ入所児童の父母 ※H31.4.1～
水野 逸馬	東郷町社会福祉協議会（会長職務代理） ※～R1.6.12
森川 起三子	学校法人森川学園東郷旭丘幼稚園

五十音順・敬称略

4 用語説明

— あ行 —

育児休業【P25、26、43、51、53、76】

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

医療的ケア児【P48、71、72】

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。

SNS【P59】

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

— か行 —

家庭的保育【P52】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業。

キッズゾーン【P77】

保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、主に保育所などの周囲に設定される地帯。周辺道路における自動車の運転手等に対し、園児等への注意を喚起する等交通安全対策を関係機関で協力して実施する。

教育・保育施設【P47、51、52、54、92、94、97】

認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育【P23】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、その乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

合計特殊出生率【P1、10】

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

心の教室相談員【P70】

生徒の悩み・不安・ストレス等の解消を図りつつ、生徒の心の健康を維持するため、教育委員会が各中学校に配置する職員。

子育てサロン【P55、67】

子育て中の親が、身近な場所で「気軽に・楽しく」仲間づくりをするための活動の場。

子ども・子育て支援法【P1、2、3、51、69、75、79、81、97】

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として、平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行された法律。

子ども食堂【P74】

地域のボランティア等が困難を抱える子どもを含めた様々な子どもに対し、無料または安価で食事や団らん、地域における居場所確保の機会を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とするものも多く、地域交流拠点としての役割も期待されている。

— さ行 —

事業所内保育【P52】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法【P1、2、57、97】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う次世代育成支援対策を進めるため、国・地方公共団体・企業・国民が担う責務を明らかにし、平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。法改正により、法律の有効期限が令和7年3月末まで延長された。

児童館【P24、52、55、56、57、59、65、66、68、76】

児童福祉法に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待【P1、48、69】

身体的虐待、心理的虐待（言葉でのおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

児童発達支援事業所【P71】

児童福祉法に基づく施設で、障がい児が日常生活における基本的動作や知識技能を習得することに加え、集団生活に適応できるよう、障がい児支援を専門に行う事業所。

児童養護施設【P56、89】

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。保護者のない子ども、または保護者の病気や経済的理由、虐待などさまざまな理由で家庭生活を続けることが困難な子どもが入所する施設。

ジュニアリーダー【P66】

子ども会などの地域活動をリーダーとして中心になって行う青少年のこと。

小規模保育【P52】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育園分園に近い類型（A型）、家庭的保育に近い類型（C型）、A型とC型の間中間的な類型（B型）の3つの事業類型がある。

スクールカウンセラー【P70】

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー【P70】

社会福祉士等の福祉の専門的知識や経験を活かし、子どもたちが置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を図る人。

— た行 —

地域型保育事業【P52、84、85】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）【P55、56、89】

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施する事業。

町民活動センター【P59】

町民の自主的で公益的な活動（ボランティア活動やNPO活動など）を支援するために東郷町町民交流拠点施設「イーストプラザ いこまい館」内に設置されている施設。

東郷音頭【P65】

昭和50年9月に町民から歌詞を募集して作られた。東郷の四季と町の特徴をうまく折り込んだ歌詞になっている。

小島国男作詞／井川裕多加作曲／佐藤のぼる補作／小沢直与志編曲

東郷音頭

ハ― 花の吹雪か 桜の集い
心よせ合う 顔と顔
住めば都よく われらの町は
あつい人情の 花も咲く
※ みんな踊ろうよ 手をつなご
ふるさと東郷 よい所

ハ― あやめ咲く庭 おらがの広場
老いも若きも 手をつなぐ
花と緑のく われらの町に
はづむ歌声 夢を呼ぶ
※ 印くりかえし

ハ― 稲穂波打つ 黄金の世界
ちから合わせて 築こうよ
実り豊かなく われらの町は
明日にはばたく 尾張路に
※ 印くりかえし

— な行 —

認定こども園【P19、22、23、52、83、84】

小学校就学前の子どもに幼児教育と保育を提供し、また、地域における子育て支援を行う施設で、幼稚園と保育園の特長を併せ持った施設。都道府県知事が条例に基づき認定する。

— は行 —

はぐみんカード【P55】

愛知県が実施している子育て優待事業。子育て家庭（18才未満及びその保護者、妊娠中の人）に配布される「はぐみんカード」を県内の協賛店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示すると、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な特典が受けられる。



母性健康管理指導事項連絡カード【P61、75】

就業中の女性で、妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受けたとき、カードに必要な事項を記入して発行してもらい、事業主に提出して措置を申し出る書類。事業主はカードの記入事項にしたがって、時差通勤や休憩時間の延長等の措置を講じる必要がある。

第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画
(令和2～6年度)

発行年月：令和2年3月

発行・編集：東郷町 こども健康部 子育て応援課

住 所：〒470-0198

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

T E L : 0561-38-3111

F A X : 0561-38-0001



東郷町イメージキャラクター
トッピー